

第六十七回国会
衆議院
内閣委員会
議録第十号

昭和四十六年十二月八日(水曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 坂村 吉正君

理事 大出 俊君

理事 和田 耕作君

阿部 文男君

鯨岡 兵輔君

葉梨 信行君

木原 実君

鬼木 勝利君

受田 新吉君

理事 塩谷 一夫君

理事 伊藤敏助君

笠岡 喬君

辻 寛一君

上原 康助君

華山 親義君

鈴切 康雄君

出席政府委員

人事院 総裁 佐藤 達夫君

人事院事務総局 給与局長 尾崎 朝夷君

人事院事務総局 職員局長 島 四男雄君

総理府総務副長 砂田 重民君

官 総理府人事局長 宮崎 清文君

防衛政務次官 野呂 恭一君

防衛庁人事教育 局長 江藤 淳雄君

大蔵省主計局次 長 平井 迪郎君

自治省行政局公 務員部長 林 忠雄君

自治省財政局長 鎌田 要人君

委員外の出席者

内閣委員会調査 室長 本田 敬信君

委員の異動
十二月七日
辞任

華山 親義君

補欠選任
檜崎弥之助君

同日

辞任 檜崎弥之助君

補欠選任 華山 親義君

十二月二日

国税職員の給与改善等に関する請願(員沼次郎君紹介)(第二六三六号)

同(松尾正吉君紹介)(第二六三七号)

同(員沼次郎君紹介)(第二七四号)

国家公務員の給与改善に関する請願(東中光雄君紹介)(第二六三八号)

同(米原純君紹介)(第二六三九号)

同(大出俊君紹介)(第二七六九号)

同(東中光雄君紹介)(第二七七〇号)

同(山本政弘君紹介)(第二七七一号)

同(浦井洋君紹介)(第二七七二号)

国家公務員の労働条件改善に関する請願(東中光雄君紹介)(第二七七三号)

同月六日

国家公務員の給与改善に関する請願(大出俊君紹介)(第二七八八号)

同(東中光雄君紹介)(第二八九〇号)

米軍池子弾薬庫全面返還及び跡地利用に関する請願(門司亮君紹介)(第二八九一号)

靖国神社の国家管理反対に関する請願外八件(横路孝弘君紹介)(第二九四七号)

旧軍人恩給の改善に関する請願外一件(池田清志君紹介)(第三〇二五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

伊能委員長 これより会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 この給与法でございしますが、本来なら総務長官に、提案者でございしますから、御出席をいただいて質問申し上げるというのが筋でございしますけれども、今回の沖縄国会の性格上、なかなか総務長官もお忙しい方ですから、かつまた先行きのこともありますので、総務長官のおられなところ、砂田さんが見えなくなっておりますので質問をするということなのですが、ひとつこれを前例にさせていただきたくないと思うのです。

その点、委員長にひとつしかるべく御処置をいただきたいと思うわけであります。

○伊能委員長 はい、了承いたしました。

○大出委員 そういことで、人事院の総裁並びに総理府の皆さま方に少し承りたいのであります。が、まず大きな問題の一つはこの実施時期の問題なのでございますが、この勧告の出る前の当委員会におけるやりとりの中で、総裁は、四月実施に關しては、当初、一理あるというお話でございした

たが、それが一理も二理もあることになりました

たが、なかなか三理までないというので、たいへんどうも微妙な発言でございました。かつ総務長官は、人事院が四月一日実施とお書きになれば奮勇をふるって実施をいたします、実はこういう御答弁でございまして、四月実施がでないということになるとすれば、それは一にかかって人事院総裁の責任だ、私はこういうふうに実は申し上げてあるのではありませんが、この辺の、四月実施をお書きにならなかった総裁の御心境のほどを、と

りあえず承っておきたいのであります。

○佐藤(達)政府委員 おっしゃるとおり、これはわれわれの大きな責任でございまして、総務長官がどんな顔をされようと、これはわれわれがこれに全

然関係ないことであります。われわれがこれが正しいと決意をいたしました以上は、ぜひひでもそれを貫いていかなければならないというのが勧告制度の本質だろと思ひます。したがって、われわれの責任もまた重大であるということになるわけなんです、前回も申し述べたと思ひますけれども、もう十一年とにかかずと五月一日実施でやってきました。また五月一日の完全実施につきましては、各方面の御声援もお願いしながら来々わけです。ところが、ここ数年、四月調査ならば四月の程うが筋ではないかというお声が出てきて、そこで一理なきにしろあらずというところまでだんだんそれが発展してきたわけであります。

われわれとしては、公務員諸君のためになることなら――これはベースアップである限りはためになる。逆の場合はちよつとどうなるかわかりませんけれども、ベースアップの場合には利益となることとあります。理屈のあることならそうしたいなという気持ちを持って、いつもここでお答えを申し上げておたわけであります。

ただ、先ほど申しましたように、とにかく十一年も五月一日というので、一つの安定した形で

私どもが御勧告申し上げてきておるわけでありまして、納税大衆その他国民の皆さまの御納得を得るだけの確たる基礎がありませんと、手のひらを返したようにこれから四月ということにもまいらぬなという關係が、責任關係のかね合いというものがあるにございますものですから、したがって、われわれとしては慎重にこれの検討を進める。そしてまた一面においては、国民の皆さま方の御意見も知りながら、あるいは問題意識を持っていたさながら、この検討をさらに進めてまいりたいという気持ちでございます。

○大出委員 問題意識を持ってといまお話ございました、これは長い間の、十一年間のやりとりのなかでも、佐藤総裁におなりになってから、五月と、こうお言い続けになってきたわけですから、五月も、これは筋から言えば四月なんだということでは、そのつど論議されてきたわけでございまして、五月完全実施をされたとたんに四月だということを書いてあるんでなくて、四月が正しいんだということは何べんとなく書いてきたわけであります。だから、問題意識は本来あったわけでありますから、こういう席で私ども審議をする立場で、重ねて何でも四月に早くしろと言わなければならぬ立場です。そう言わなければ、また総裁のほうもなかなか四月にしにくいだろうと私は思っておりますでありますから、そういう意味でのやりとりというのは生きている。

だから、単なる問題意識でなくて、人事院総裁の責任において五月と書いたわけです。四月と書かなかつたわけですから、それに対する公務員諸君の不满、いい意味で言えば失望落胆が非常にあると思うのですよ。聞いておられる方々も、一理から二理になつて三理にいづ行くのかわからぬだらうから、総裁が書いたときは三理だらうということと、ことしは四月一日と書いてくれるかも知れぬという期待感を皆さんたいへん持った、これは事実です。ところが、それが最後のどたんばの総裁の答弁は、たいへん重要な問題で、人事院の院議の重大な課題だということをおしやつた。

私はそのときに、院議における重大な課題だといふなら、いささか政治めいた問題になるのじやないかという言い方をしたら、まあそれについては否定をなさつたけれども、たいへん抵抗のある向きもあらうというふうに思つて、当時大蔵省に、一カ月早めたら一体幾らかかるんだと聞いたら、九十八億ないし百億、こういうお話があった。私はこの際、本来ならば、九十八億ないし百億ならば四月一日に踏み切るべきであつた、こういうふうに思つてゐる。

だから、ただ単なる問題意識でなしに、これは公務員の皆さんにいいことならばといまおっしゃいましたが、そういう意味の使命感をひとつお持ちになって、来年に向かって一、二のほかにもう一つつけられる理由を御検討の上で見つけていただきまして、私は幾つか言いましたからもう言いませんけれども、それらの中から御選定をいただいています、このくらいのところならばタックスベイヤーの皆さんも納得するであろう、こういうかっこうでのいまからの御準備をいいただきたい。人事院はとかく一年前に予告するのがお好きですから、そういう意味でいまの時期はたいへん大切でございまして、心境をと承ったわけであります。もう一べん何とかおっしゃっていただけたまうか。

○佐藤（達）政府委員　心境は先ほどるる申し上げたとおりであります。なおただいまのことばを励ましのおことばと承って検討を進めてまいります。

○大出委員　それで、これは委員長に申し上げるのですけれども、当委員会の理事会で、私はじめ一、二の方から御発議もございまして、いま総裁が、問題意識を持って検討したい。重ねて質問申し上げましたら、励ましてくれるという意味に受け取りたいと、こういうお話でございますから、前向きの御答弁でございますから、その総裁の御努力にひとつ力を当委員会がかすという意味で、旧来も完全実施決議を何回かした経緯もございまして、その点のとりましまして、前向きな、理

○伊能委員長　その点はすでに自民党において検討中でございます。

○大出委員　それじゃ、ひとつその点は、休憩の際にでもまた相談をさせていただきたいと思うのであります。いまの点はそういうことでひとつ締めくくっておきたいと思っております。

次に、一時金の問題なんですが、幾つかこれは

問題がございます。まず承りたいのは、八年と
こういふうに總裁先ほどおっしゃっておるわけ
であります。が、八年といふと、三十九年にな
るんですかな。三十九年の人事院勧告のときに、
一時金について官民比較で〇・〇六切られてい
るという記憶が私はあるんですが、八年とおしや
つたから八年前を申し上げるんですが、そうなりま
すと、人事院總裁、佐藤總裁は、期末手当の官民
比較で〇・一六なら〇・一六になると、四捨五入
というのはおきらいで、六であつても、七であつ
ても、八であつても、片一端からたき切る、こ
ういう性僻があまりのように思う。これはたしか
三十九年は〇・〇六お切りになつておると思うの
ですが、總裁が御記憶ならば總裁に、そうでな
ければ尾崎さんにひとつお伺いしたい。大体出
足がよろしくない。

○尾崎政府委員 昭和三十八年の場合には三・九四月分と出まして、これは○・〇四月分切り捨てております。それから三十九年の場合には四・二六月分と出て○・〇六月分切り捨てているということです。

○大出委員 私、八年前ということでしたから、勧告を八年さかのぼっていま申し上げたのですが、三十九年八月、四十年八月、四十一年、四十二年、四十三、四十四、四十五、四十六年と八回目なんです。だから三十九年八月というのがいまから八回前です。そうすると、三十九年八月というのは、期末六月分が○・一増、十二月分が○・一増、勤勉三月分が○・一増、全体で四・二に

りまして、このときの民間が四・二六、だから
○・〇六切った勘定なんです。そうでしょう。
どうも切りっぱなしに切ってきているんですが、
これはどういふわけですか。

○佐藤(運)政府委員　まことにこれは運の悪かつたことだと思つのでありますけれども、偶然その数字がいまのような数字になりました、私どもとしては、基本的考え方から申しますと、これは切り捨てるのが筋だ。心のうちではまことにいっても立つてもおられぬような気持ちではありますけれども、筋論としては切るほうがよからう。

これはたびたび申し上げておりますけれども、私どもの基本的な考え方は、やはり民間の賞与というものは、その年その年、その期その期の実績を反映しているものであって、景気のいいときにはよけい出る、景気が悪ければ下がることもあり得るというようなものだろう。公務員の給与の場合には法律の中にこれを書くわけで、それほど上げ下げに關して敏感なものと云えるかどうか、ある意味の保障的な性格もあるのじゃないかということも気持ちの中にあるものですから、そういう意味で、筋論からいいますとおことばで言えば、ぶつ切ったということになりますけれども、実際に言えは同じ結果になっておるわけであります。したがって、これは数字のいたすやむを得ざるところでございまして、こういうことになったということを申し上げておきたいと思ひます。

○大出委員　總裁、運が悪いとおっしゃるけれども、たまには切り上げて一にしたことがあるなら、いまのお話も筋は通る。ところが、初めからしまいまで切ってしまったのじゃ、運が悪いものでもない。切ろうという意思があまりになつてお切りになつてゐる。それが私はけしからぬということです。あなたは逆に上げたことがありますか。端数を切り上げて一にしたことごさいですか。ないでしょう。

○佐藤(達)政府委員　不幸にしてそういう覚えはありません。

○大出委員　不幸にしてと言うが、あなた、公務

員にとつてはたいへん不幸な話で、念のために申し上げますが、いにしえからここにある数字を言いますと、三十五年八月、これはひどいのです。公務員を〇・一ふやして三カ月にした。ところがこのときに民間は三・一九なんです。このときは何と〇・一九切っちゃった。三十五年というとき、池田内閣ができたとき、高度成長があったとき、毎年通貨が二億ずつふえてきたという時代です。かくて、信用膨張なんていわれた時代、下村治理論なんていつてやかましく論ぜられた時代、景気のいいときだ。これは所得倍増で景気がよくなるとき、そのときだつて切つてゐるのですよ。〇・一九切っちゃった。三十六年の八月勧告で、公務員の一時金は三・四カ月で、六月に〇・二ふえて十二月が〇・二ふえた。ところがここで、官民比較は三・四八ですから、〇・〇八切つてゐる。その次に三十七年、ぼつぼつ不況の風が吹いた。このときに公務員を三・七にふやした。これは六月に期末で〇・二五、勤勉で〇・〇五、十二月に期末が〇・二で三・七にした。このときの官民比較は三・七二が民間ですから、〇・〇二のとき切つた。三十八年は、先ほど尾崎さんがおっしゃったように、〇・〇四ここで切つてゐる。そこでさて、八年前の三十九年八月です。これは不況期です。ここで期末手当六月分が〇・一ふえて、十二月分が〇・一ふえて、勤勉手当が三月で〇・一ふえた。そうして公務員がトータルで四・二になった。この官民比較は四・二六ですから、〇・〇六ここでまた切つた。切りっぱなしです。よ、総裁。四十年八月、これは不況期でございす。けれども、ここで十二月に〇・一ふやして四・三。民間が四・三ですから、ここで〇・〇三切つてゐる。四十一年八月というのは、これは勧告なし。勧告なしだから当然これはゼロだ。これは切るも切らないもない。四十二年八月になってここでまた〇・〇一切つた。四十三年八月が勧告なし。四十四年八月に期末手当が十二月分を〇・一ふやした。ここで公務員はトータルで四・五カ月ということになった。官民比較の面で民間が

四・五八ですから、ここで〇・〇八また切つたんです。四十五年になって、これは前からいろいろ問題になっておりますが、六月に期末で〇・一、勤勉で〇・一ふえて四・七になった。民間が四・七九ですから、何と〇・〇九切つた。ここであなた、〇・〇九まで切つてしまつて運が悪いもへちまもないじゃないですか。それで四十六年になって、先ほど来お話が出ておりますけれども、四・八カ月にした。四・八七が民間ですから、ここでまた〇・〇七切っちゃつた。

これは幾ら何でも少しひど過ぎやせぬですか。まことに運が悪いって、あなた、運が悪いどころじゃない、初めから切るつもりで切つてきた。それで公務員のためになんて大きなこと言いなさんな。何言つてゐるのですか、あなた。これはどういうことですか。

〇佐藤達政府委員 運が悪かつたということばの中には千萬無量の感慨を含めてのことばであるとお察しいただきたいと思ひますが、とにかくこの数字をあげるときはわれわれの気持ちを察していただきたいと思ひます。それで、まづ切つたなということがあるはずに出来れば、これが〇・〇九であり、それが運が悪かつたということになると思ひます。その心情をお察しいただきたいと思ひます。

しかし、われわれやはり筋論としては、民間の企業努力で出た数字にこつちがおんぶして、さらにそれを水増しして皆さんの給与のところにつけていくべきかどうかということもありまして、かたがた、先ほど申しましたように、法律の制度になりますと、多少安定性というものが出てくる性質のものだということと両方兼ね合わせて、速い目で見ますと、これがやはり正しい行き方じゃないか。小数点を切り上げたのは、私の記憶ではありません。昔の歴史にはございせん。これはおそらく普通のベースアップがうんと高かつたために、それとのにらみ合わせのあれではなかつたかと思ひますけれども、私どもは小数点二位というところを考へてゐるわけでございす。この程度

はがまんしていただくほかはないのじゃないかという気持ちでおるわけであります。

〇大出委員 三十五年の高度成長経済といわれる時期になつてからの数字を全部あげたのですが、端からみんな切りっぱなしに切つて、おまけに〇・〇九まで切つちやつてゐる。総裁、これはあなたよほど罪ほろぼしをせぬと、公務員の皆さんの怨念なんというものは、あなた、たたみの上で死ぬんですよ、ほんとうに。これは来期に向かつていささか罪ほろぼしを、尾崎さん、あなたもほんとに考へなければいけませんよ。いにしえの給与の研究課長をおやりになつていらつしやる時代から研究してゐるんだから、ほんとうにこれはただごとじゃないですよ。全部切りつぱなしで切つちやつてゐる、物価が山ほど上がつてゐるというときに、これはやはり基本的に公務の給与に対する姿勢の問題です。例年切つてゐるんだから。この給与は、大蔵省に向かつて勧告権というものもあるんですから、かつてにおやりになるのだけれども、何で一にしたのだと言われたら、一にならなければ〇・〇九あるいは〇・〇七だから、長年切つてきたんだから、おれのとこになつてもこれ切つてゐるんだからと、言いわけが成り立つ。理由が成り立つ。だからこれは、私は歯どめの意味で、もうこういふことはおやめただきたいということでも申し上げてゐるので、ドル・ショック問題等もありますから、来年はどうなるかわからぬ。わからぬけれども、その埋め合わせをやはりしてあげなければ、公務員諸君、これは納得できないですから、そういう意味でこれは前向きで御検討いただく。いかがでございすか。

〇佐藤達政府委員 いまあげられた過去の歴史はそのとおりであります。私は少なくとも毎年お金の毒なことをしたなという気持ちに常にかられておるわけですから、その気持ちがいろいろなる場合

面に、またおのずから反映することもあるというふうにお考へいただいてよろしいんじゃないかと思つております。

〇大出委員 やはり言うときには言わなければ、なかなか人事院というのは考へないですからね。だから、これははつきり申し上げておきますから、ぜひこのところは前向きで将来に向かつて検討いただくということで、尾崎さん、よろしゅうございすか。――さつき鎌田さんがうしろで笑つていましたけれども、地方公務員だつて響くんだから、やはり人事院が書かなければ幾ら鎌田さんのところで力んだつてできないのだから、そういうたいへんな影響があることなんですから、これはぜひひとつ御検討いただきたいと思ひます。

次に、一時金の配分との関連で申し上げたいのであります。扶養手当がからんでまいります。扶養手当は基準給与にこれは入つてゐるわけでありまして、特に第三子の分については児童手当の関連が出ております。おたくの出しておられます「一般職の職員の給与に関する法律」の一部を改正する法律案による新旧条文対照表」などを見ましても、この中に入つてこまかく質問していきますと時間がかかりますから抜き出して申し上げますが、つまり児童手当との併給の関係がありますから、三子は切れていくことになる。これは公務員一人当たり直しますと幾らになりますか。十五円くらいですか。

〇尾崎政府委員 一人当たり平均にいたしまして約十一円でございます。

〇大出委員 十一円だそうでございすけれども、これまたあまり突つ込み過ぎる質問はいたしません。が、期末・勤勉で四・八カ月あるとすれば、四百円かける四・八カ月ということになるわけでありまして、つまりはね返り等の問題も出てくる、こういう筋合ひです。これが、将来に向かつて児童手当の分野というのは拡大される傾向にある、これだけは間違いない。とりあへずの措置を今日やつておりますから。そうなりますと、

将来拡大傾向を持つとすると、人事院の分野における扶養手当というものを、これを全般的にもう一べん検討する必要があるような気がするものであります。

なぜならば、たしか、いまここに資料もありませんが、六千三百円ベースの勧告でしたか、あのときに扶養手当というものは非常に高く勧告が當時としては行なわれていて、手直しをしまして実施をした。だから、当時あのような勧告がそのまゝ実施されておるとすれば、扶養手当というものの基礎は大きく変わっていったと私は思う。だからその意味では、佐藤総裁の時代ではありませんが、浅井さんの時代でありましたけれども、やはり人事院に一つの責任がある、こう思うのであります。したがって、こういう際に中身を突っ込み過ぎることはいたしませんけれども、やはり扶養手当そのものをもう一べん考えてみる必要があるはせぬかという気がするものであります。この辺について一つ考え方を述べさせていただきたいのであります。

○尾崎政府委員 児童手当につきましては、当面は満五歳以下のところからスタートいたしました。だんだん拡大するというところでございますが、それに関連いたしまして、給与面でどういう受け取り方をするかという点で注目をしておりますのでございますけれども、たとえばことしの民間の受給状況の中には、児童手当と扶養手当の関係を調整するといったようなニーズがいろいろ出ておるわけでありまして、私どもとしては、今後そういう関係が扶養手当の中でどこに力点が置かれてくるかといったような問題もあらうかと思っております。民間の扶養家族手当の動向につきましましていろいろ調査をし注目してまいりたいというふうに考えております。

○大出委員 ですから言いかえれば、やはり第三子について児童手当との関係が出てきた、またその分野が広がっていくことになるかとすると、じゃ一子二子等のところでどうするか。私は、官民比較の面その他から見まして、いまちょっとお話をございしましたが、民間の扶養手当というものは上がっていく傾向にある。給与のあり方が、ちょうどここ二、三年と言ったらいいますか、民間を含めましてたいへん変わってきている。つまり住居手当などというものは、本来あるべき姿からすれば要らないと私どもは理論的に思っていました。つまり給与の絶対額が高ければいいわけですから。

ところが、私の出身の郵政省、郵便局の職場なんかでもありますが、重労働手当などという手当がなぜできたかと淵源をさかのぼってみますと、年功序列型の賃金ですから、局に入ってから三年たつと、仕事はよく覚える、配達をする分野でも何でも、年寄りよりはよい能率のなりつぱな仕事をします。ところが年功序列だから、幾ら仕事をして、年寄りはよくない仕事をしなくても、給与は山ほど違う。ある意味で非常に無気力になってくる時期がある。そういう方々がやめてほかに行ってしまおうということを防ぐ意味で、道順組み立ての手当であるとか、重労働の手当であるとか、差し立て区分の手当であるとか、次々に出てきて、そういう者が試験を受ける。受かると、それをトータルするとプラスアルファの賃金がふとこるに入るといって、一緒にそこのほうでもらうことになるので、かろうじてみずからの生計を維持していく、これがつとめて四、五年というところですよ。だからそういう意味で手当というものは使われてきた。私はこれは非常に悪い傾向だと思っております。恩給その他にも響くわけですから、給与の絶対額をふやす、それが正しい。あまりよい手当は考えたくないというのが私自身の基本なんです。

ところが、最近世の中が変わってまいりました。家の手当、通勤手当から始まって、つまり生活給という形の方向に大きく動いていく。これが今日の現実です。そうすると、現実はそのところのものを考えてものを進めざるを得なくなっている。だからそこらところの一つの力点を置いて考えていくということになると、いま私が提起

をいたしておりますような問題について、人事院がもう一歩突っ込んで前向きに御検討いただく必要がありはせぬか、こういう理屈なんです。いかがですか。

○佐藤(連)政府委員 いま前提として述べられた基本的な考え方というのは、全く私と同感でありまして、たいへんうなずきながら拝聴したのであります。けれども、また、こういう手当を存置し、あるいはこれを増額せざるを得ざる差し迫つた理由といふこともおしやるとあります。そういう前提のもとに立ちながら、やはり児童手当の問題もございまして、われわれとしては、いまのままですべての扶養手当の体系がよいんだというようにとばかりに安住しないで、いま前向きにという方向に向かつては、いろいろな改善の方向に向かつてはやはり勉強は続けていくべきであらうという気持ちを持っております。

○大出委員 できるだけ能率的に御質問をしていきたいと思っております。これはね返りというのとは通常どのくらい見えておられますか。

○尾崎政府委員 三千円の児童手当が支給される場合に、四百円の扶養手当が支給されないことになるわけでありまして、そのね返り分といいたしまして、調整手当といまして月額平均二十六円、特勤手当として平均四十二円、期末手当について平均百二十八円、寒冷地手当について平均十一円くらいが支給されないことになるというふうに考えております。

○大出委員 そのことも、深くは申しませんが、ひとつ多角的に御検討いただく、こういうこととでいまの総裁のおことばを裏づけておいていただきたいと思っております。よろしくございしますか。

ところで、先ほど申し上げました一時金の配分というものの関連がございまして、一つここのところを落としておりますからつけ加えたいのでありますが、旧来〇・〇五五分という一時金の改善をしたことがあるはずであります。前に一べん私、

問題提起をしたことがあります。したがって、これから経済情勢その他の変化も出てまいりますので、そういうふうなきめのことまかなところもひとつお考えをいただきたいながら、先ほど私、端数切り捨てが佐藤総裁のお家芸だからといって、すばつと切り捨てるのではなくて、これはやはり〇・〇五という形の改善があったって悪くない。だからこれは私の前向きな要望でありますけれども、そういうふうな過去の先例に照らして、そういうふうなものの方があつてもよからう、必ずしもまるくなくともいいのではなからうかという気がするものであります。したがって、そこらも含めてあわせて御検討いただきたいのであります。

○佐藤(連)政府委員 ベースアップが全然ないときに上げたという例は、これは大出委員のほうがよく御承知で、私は隣から聞いてお答えしております。けれども、そういうことだといふように考えております。しかし、先ほど述べましたような基本的な考え方でこの問題は臨んでまいりたいというふうに思っております。

○大出委員 総裁、突っ込み過ぎないようにと念を押して質問しているのに、何もそこまであなたは言わぬでもないじゃないですか。ベースアップのないときなんて、それだけよいです。経済情勢の変化もこれあり、ドル・ショックというところもあつていふことを言っているのだから、そういうこともなきにしろあらず、ころばぬ先のつえだけはここにお立てしておかぬとぐあいが悪いので、一言すらすらと触れたんですからね。前向きで御検討いただけるそうでございますので、ひとつそういうことをお願いしたいと思います。

ところで、人事院が規則を多少いじらなければならぬことに、かくてなるのじゃないかと思うのですが、つまり勤勉手当等の傾斜配分ですね。言

りならば傾斜配分とからみまして、これは前に論議しておりまゝから、これまた深くは突っ込みませぬけれども、指定職の甲なり乙なり、あるいは一等級なり、本省の課長さんあたりのところ、この傾斜配分が拡大傾向を持つことになりまゝと、いろいろな派生効果が出てまいります。そういう点で、これは予備編がいつもある人事院でございませぬけれども、それだけに私も使つてございませぬが、これは限りなくそういう方向に行くとすれば、たとえば、本省の課長さんまでやつたら補佐はどうするのだ、係長はどうするのだという理屈であります。ちよいとん型の職員分布状況からいまして、まん中に金を使えばよいから、だから中だるみなどというものがいつも問題になるのです。ですから、もしそういう拡大方向をお考えになるなら、この傾斜配分を全体として考えてみるという一私は、二年間にわたり、上厚下薄だとか上薄下厚だとかいろいろ議論があるのを、給与の総トータルを、計算機を回した結果を、この前、勧告前に申し上げたことがあるのですけれども、ああいうことになつていたのであれば納得しかねますから、そういう意味で私は、ここで論点めをかり必要があると思つたのです。そこらところを、思想として皆さんのほうはどうとらえているのかという点を承つておきたい。

○佐藤(逓政府委員) よけいなことを申しますけれども、傾斜配分ということばは給与局にはかねがね戒めておりまして、これは配分じゃないのだ、配分というのは下のほうから持つていく、今度は下のほうに上から持つていってつづけるというのが配分であつて、今度の特別給の問題は、決して配分ではなくて、プラスアルファをつくつていくこと、しかもよそからもらつてくるのだということ、だから配分ということばは絶対に使つていふことを言つてゐるのです。

そういう趣旨のことをおわかりの上で、お尋ねだと思ひますけれども、いまの問題は、われわれとしては、この間申し上げたと思ひますけれども、本俸そのものと、それからそういうような特別給

をプラスした場合における官民の比較のバランスがどうしてもいまはくずれまゐるということ、これも民間に完全に合わせたというものではございませぬ。ございませぬが、その辺のバランスをやはり調整する必要があるというところで今回の措置を考えたわけでありませぬけれども、その範囲は、やはりできるだけ限定した範囲でいきたいというふうに考へておりました。そして結局、問題の発生は、本俸と特別給とを合わせた給与がどうだという問題になりますからして、場合によつては、あるいは本俸のほうで手当てするのが筋だということになるかもしれませぬ。そういう点もつと高い視野から今後とも検討していかなければならぬと思つております。

○大出委員 いまの總裁の答弁には議論のあるところでございますが、ただそれは、いままでだいて言つてきまして、主張してきた結果を私は申し上げてゐるので、私の申し上げてゐることがおわかりの上で言つておられるように思ひますから、ぜひひとつ職場の中に、そういうた旧来私が申し上げておるようないろいろの議論を、ある意味の混乱を起ささないように、どこかでけじめはやはりつづけておいていただきたいと思います。もし拡大傾向を持つならば、それなりの全体的な御考慮がないと、職場の中でいろいろの問題が起る。これは業務の面でも好ましいことではない、こう思ひますので、そういう意味で念のために申し上げておるのであります。

ところで、砂田さんがお見えになつておりますから承りたいのですが、この間、私ちよつと専従者の三年を五年に延ばす件で提起をしたのです。が、「企業における労働者代表に与えられる保護と便宜に関する勧告」というのが、ILOで一九七一年六月、つまり本年六月二十三日に採択をされておる。このILOの勧告というものは、提起がありまして二年間留保して置いておきまして、国際的視野でILO関係各省、労働省労働局等が精力的に検討した結果、意見を持ち寄つた。その結果、日本は反対をいたしました。かゝるILOが

これを採択をした。これがいま私が申し上げました一九七一年六月二十三日に採択をされたILOの勧告でございます。もう一ぺん言ひますが、「企業における労働者代表に与えられる保護と便宜に関する勧告」、こういうのであります。

この背景になつておりますのは、日本の場合には、いわゆる企業組合形態の組織状態が長く続いてきた。中産別ないし大産別の組織の形態をとつておらないと思ひます。太田議長、岩井事務局長時代に、私が筆頭副議長時代に、総評が産別組織の再編、拡大をはかつた時代がある。長続きいたしませんで、当時私はこれに反対した一人ですが、当時の私の主張のように、一年たつたらもとへ戻つてしまつた。企業内でもつと詰まなければならぬと皆さんの問題がある、にもかかわらず、いきなり企業を飛び越えて中産別なり大産別なりというの、組織にはおのずから長い歴史があるから、ほんとうの壁にぶつかるとやるべきだといふことになつた。そういう歴史がある。だから日本の場合には、欧州、特に西ドイツに比べれば、企業別組合という形態が長く続いている。ところが、産別形態の組織をとつた欧州等が、逆にそこから企業内に帰つてきているという傾向が非常に強くなつてきている。この勧告の背景というのは、そういうところから出てきた問題意識なんです。だからそこそこ、四の10というところで、その代表任務を遂行するために、賃金又は社会的及び付加的給付を喪失することなく必要な休暇を与えられるべきである、つまり公務員で言うならば、職務専念の義務が一方にありませぬけれども、その義務を解除する、そして専従休暇という形。三年が今年五年になりましたが、そういうことになつてゐる。民間の企業で言うならば、企業離職の形で労働組合の専従役員をやする。その中に、こゝで言つておきますのは、「企業におけるその代表的任務を遂行するために」、労働組合の代表なんだけれども、もう一つの性格

は、労働組合の委員長というのは企業の代表という性格を持つてゐる、そういう認識なんです。そのほうが、企業そのものの側から見ても、企業は社会性を持ちますだけにいいという觀念なんです。だから「社会的及び付加的な給付を喪失することなく」——確かに、付加的な給付が減るといふことと喪失とは違ひます。だから、喪失はしてない、減つてゐるのだという認識などもありませぬ。ありますが、これは基本的な問題意識としてそういうふうに向つてゐる。

これを実はこの間、在籍専従三年が五年に延びるときに私は提起いたしまして労働大臣の御意見を承つた。總裁の御意見も承つた。労働大臣も、そういう動きが欧州等には表に出てきた、そういう認識に立ちます。だから日本は反対をしたけれども、日本の労働組合の現状をどうとらえるかという重要な課題です、こゝういふふうにお答えになつた。人事院の總裁も、今日のたとえば公平審査その他にあらわれる労使関係といふものをながめてみて、もう少しこれは考える必要がありはせぬか、そういうところは確かに検討に値する問題だということをお答えになつてゐる。似たような見方に砂田さんはお立ちになるかどうか、一般論としてそこらちよつと承つておきたい。

○砂田政府委員 大出先生の御議論、これは一義的には労働省の問題であらうと思ひますけれども、人事局を持つておられます総理府といたしまして、新たに出来てまいりました一つの方向でございませぬから、私もやはり前向きに検討してまいりたい、かように考へております。

○大出委員 日本は反対をいたしました。日本は、いま私が申し上げましたように、長らく企業組合が続いてゐるわけでありまして、そういう意味で、倉石さんが第一次の労働大臣をおやりになつたときに私は官公労の事務局長をやつておりました。松崎芳伸氏が当時の法規課長でございませぬが、そのあと石黒さんになつたわけでございますけれども、これはずいぶんやりとりをしたとこ

るです。国家公務員法、地方公務員法、四三三項、五三三項等をめぐりまして、逆締めつけと称するもの、つまり地公法で役員代表をやれないというシステムをつくった。当時はレッドバネジその他もありまして、あるいはストライキも続きまして、首を切られた人もありまして、入ってすぐ組合の役員に選ばれることをきらった、あるいは当時は組合の側もきらった、そういう時代がありました。それが非常に変わってまいりまして、ILO条約の八七号、団結権問題等をめぐりまして変わってきた。ところが最近、欧州の側からまた変わってきたというのがこれなんです。

なぜ私これを取り上げるかといいますと、実は今回、さっき私が触れましたように、人事院規則の九一四〇ですか、期末・勤勉手当に関する規則でございますけれども、これは管理職の期末・勤勉の配分等の問題をめぐって人事院のほうに預けられた問題なんです。どういふふうにするかというのを規則で定めていかなければならぬ。手を触れる時期であります。そういう時期でございますから、一つは人事局の問題とからめて、一つは人事院の問題とからめてという両方にまたがってくる問題ですね。したがって、基本的な認識をひとつ承っておきたいと思つて申し上げたのです。

さてそこで、短期専従という問題がございまして、さっきそこで六法をお借りいたしました、人事院規則の九一四〇で年間三十日まで、短期専従はこうなっている。これが勤勉手当の控除対象になつてゐるわけでありまして、ここからは、総評の系統の公務員組合のみならず、同盟系統の皆さんのほうもたいへん熱心に主張してゐるところであります。特に同盟系統の皆さんは、在籍専従のようないふところが多い関係もありまして、ほとんど短期専従でいってありますから、なおのことそういうことになるのだらうと思つてあります。したがって、こういう手直しを九一四〇でしなければならぬような時期にもなつてい

るわけでございますから、先ほどの新しい国際的傾向といふふうなもの一つ片やに置いて、さて短期専従を手当の控除対象にするといふことの度合いの問題を——だから、私申し上げてゐるのですが、「付加的給付を喪失することなく」といふ、つまり減ることはあつても、なくしてしまふことはまずいといふのがここに言つてゐる趣旨なんです。だから、そこらのことも一つ頭に置きながら少し検討してみることが必要かといふ感じがするわけでありまして、そこらのところをひとつ人事院総裁のほうから御答弁いただきたい。

○佐藤(達)政府委員 いまのお尋ねの問題は、結局、勤勉手当を中心としてのものだらうと思つていますが、実は例のILOの関係で専従休職制度がございましたときに、同時にいまの休職がございましたわけでございます。そのときのことを考えてみますと、復職時の調整という問題がはなやかな問題になりまして、専従者復職の場合はこれを新しく設けたといふことがありまして、いま一つの問題は、あまり表立って出てゐなかつた問題だらうと思つてゐる。ところが最近、いまおっしゃるやうに、そういう声が出てきてゐるということ、もう一つは、専従の期間率の区分があまりきめが荒過ぎやしないか。これは一般の問題として、一つの研究問題としてあるわけですね。それらの面もあわせて当然考えるべき宿題になつてゐるわけですね。私も、私どもとしては、いま御指摘のやうな面も、もう少し合理化する方法はないかといふことも、いま研究はいたしております。

○大出委員 九一四〇は二つありまして、一つは短期専従三十日までが勤勉手当の控除対象になるものであります。もう一つの問題は、総裁の口から出たものでありますが、期間率の問題がございまして、給与小六法の四百四十パーセント第一であります。が、中身は申しません。期間率が区分をされておる。きめが荒くはないかといふお話もございまして、たが、たとえば百分の九十であつていいのか、百分の九十五であつていいのか、そういうところは見方ではいろいろございまして、したがって私は、長

い懸案でもあり、私どもの系統に類する組織だけでなしに、各般の公務員組織からこれらの問題が提起されてゐるという時期でもあり、国際的に新しい問題意識が生まれてゐる時代でもありといふことなんです。特に何々対策といふ意味じゃなしに、一般的の意味でひとつ御検討をいただく必要のある時期である、こういう感じがする。幸い砂田副長官から、労働省その他の方々の問題のとりえ方とはほほ似たような御発言を先ほどいただきましたので、無理を申し上げてゐるわけじゃないありませんけれども、いろいろな立場でいろいろな見方がありますが、どうかひとつ中心を次元の高いところにおいていただいて、全体的に御検討をいただきたい。たまたま総裁から、いま検討課題であり研究中だといふお話がございましたから、ぜひこれはそういうことで進めていただきたいといふことをお願いしておきたい。

そこで、いまの点はこまかいことはやめました、検討の過程でまた機会を改めまして承つてまいりたいと思つておりますが、この辺で少し、時あたかも沖繩国会でもございまして、なるべく時間をかけずに何点かの問題を、沖繩国会という意味で沖繩の公務員の皆さんとの関連を聞いておきたいのであります。

その一つは、琉球政府の公務員の皆さんの復帰時点における希望退職、これはたいへんたくさんおいでになる。ところが、退職手当の比率が、沖繩の場合は百分の三百という比率だが、こちらの場合は百分の百五十。そこらのこと等の関係で、復帰にあたりまして、いろいろな準備も手当てもしたんだが、しかしそこになおかつ大きな差もございまして、今日六百人以上希望退職の方々がおいでになるやうでありますけれども、そういう意味で、そこらがたくさん残つてしまふはせぬかという心配も一つある。そこらをどういふふうにおとりになつて、どういふふうになさるうと考へておられるのかといふ点を承つておきたいのであります。

○砂田政府委員 大出先生も御承知だらうと思ひますが、沖繩の復帰に伴う特別措置法の百五十六条で総括して政令規則に委任をしております条項がございまして、琉球政府の公務員の皆さんのそういった問題点がいろいろあるわけでありまして、けれども、たゞいま、沖繩の特殊事情を考慮しながらの特別のいろいろな措置を、人事院規則等に関連してまいりますので、人事院で検討をしていただいておるところでございます。

○大出委員 ここに沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案に基づく人事院規則案要綱といふのがございまして、五十三条関係、五十五条関係、五十六条関係、百五十六条関係とございまして、一々そこに触れていまして長くなりますから、まんなから引き抜いて申し上げたいのであります。が、いま承つたのは、勤奨退職、希望退職という制度と具体的な復帰に伴う措置、こういう意味で、いまの御答弁ですと人事院で検討中というのであります。今日まで表に出てゐる話といたしましては、それなりの措置はしたんだが、百分の百五十までお考えになつたといふことになると、百分の三百ですから、これは成り立つ制度じゃありません。だからこの際、予算的なものがありまされども、やはり百分の三百までのところは認められて希望退職者の方々の処理はする、これが私はたてまえだらうと思つてゐる。だから、金がないといふんなら、その意味の起債だつて考えなければならぬ。そこまでお考えになつて、この際希望退職が六百人もあるのなら、全部を受け入れていくのに困難を感じるというのを一面言つておきながら、片方六百の方々が希望退職を出してゐるというのに、百分の三百という数字を百分の百五十で頭を押えておいたのじゃこれは処理できない。私は本年六回も沖繩へ行つていまして、たくさんの方々に聞いておりますけれども、そこらのところ、単に人事院がいまなつて検討中だといふのじゃ、片方のところで検討中だといふことでちよつと待たなければならぬ前に進めぬことになるのだが、いかがでございますか。

○砂田政府委員 先ほど、人事院にも検討をしていただいていると申し上げましたけれども、退職手当のことにつきましては私どもの総理府の所管でありまして、ただいま政令でどう書くかということを検討中でございます。

私どもの持つております基本的な考え方は、百分の百五十で頭を押えてかかってというふうなことをかたくなに考えているわけではございません。どういふふうにかたくなに考えているわけではございません。報いていけるか。まだ残念ながら数字を申し上げる段階まで至っておりません、予算のことと、政令に書きますことは、必ずしも百分の百五十で頭を打っていかうというふうなことにこだわっておりません。これだけはひとつ御理解をいただきたいと思います。

○大出委員 これはやはり退職者に対して起債等を考へて、百分の百五十をかたくなに考へておられぬというのだけれども、では百分の二百で納得するかという、そういうわけにはいかない。だからやはり百分の三百ということになって、予算のワケがきまってきたと、六百人のうちの二百人とかいうことにならざるを得ない。いまの数字で言えば二百人。四百人残ってしまうのです。全体で、計算がここにありまされけれども、これは約三十億ぐらい要するようでありまされけれども、やはりそのくらゐのところは考へておられまされべきものというふうに思っております。

実は沖繩の審議の中でも、たくさんありますからなかなかやり切れません。見ておられますところまでの質問は出ていない。だから私ここで申し上げていけるのです。つまりこの際は、沖繩の皆さんの復讐に伴うような意欲というものがありますから、本土政府もそこまでのことを考へたのだなという受け取り方が必要だ。そうすると、片や受け入れることに困難を感じる、つまり本土の算定からいけば多いという。それならばなぜ一体、六百の方々が希望退職者としてあらわれているのに二百人で切るか、そんなばかなことはないじゃ

ないかということになる。そこを、政令を出していただかなければ審議がきめと言ったのはそのことなんですけれども、これから政令を書きになる。ここでのいろいろやりとりをして、こうだなど推測をしておしまいにしたら、それでない政令が出たということになると、またもんちゃくが起る。だから私、やはりこの国会の会期中に、ここらに確たる結論を出したい。いま砂田さんにここで出してくれといつても無理がありましようから、そういう問題点としておあげをいただきたい。どうせこの委員会では沖繩復帰の二つの法律があります。これは時間切れで次の国会で継続審議でよろしいのだと委員長がおっしゃれば、これはまた別。あるいはそういうお考えもあらぬと思っておりますけれども、これはやはりつけるべき決着はつけなければあがるわけにはいかぬのですから、ぜひそういうことになっていただきたいと思つております。

○砂田政府委員 今日ただいま私から御説明ができませんことは残念でありますけれども、考へております基本的な私どもの思想は先ほど申し上げたとおりでありまして、大出先生のおこたはをかりますならば、本土政府もここまでは考へてくれたなという受け取り方をしていただけのような結論を出したいと思っております。そういう考へておりますので、どうか沖繩開発庁設置法も時間切れなど考へににならないようにお願いしておきたいと思つております。

○大出委員 どうもこれは、一つの条件を提起したら、それじや通してくれというお話が出てまいりましたが、実は砂田さん、まだたくさん条件がございまして、全部条件をあげて同じ御答弁が出てまいりますとたいへんありがたい。私どもの主張がみな通つてしまふことになるのでね。(発言する者あり)上原代議士がうしろで沖繩の心を言っておりますから、ひとつ……

ところで、二番目に年次休暇の買い上げ問題がある。これは私も労働組合の責任者時代にずいぶん苦労した問題なんです。私は昔、労働省を相手に

にしまして裁判所に訴えたことがある。この時間外労働その他についてもそうなんです。仕事をする命令すれば時間外手当を払わなければいかぬですから、自主的超勤と称して、たくさん居残りをやっているのだが、あれは自主的に皆さん残っているの、業務命令を出したのじゃないのだから時間外手当を払わないでいいという認識があつた。休暇もそうなんです。年二十日なら二十日という年次有給休暇が一般的であつた。ところがほとんどの方々が一年間で十日も十五日も残して

いる。休暇をとっていない。百三十日あるといつていばつていける人がたくさんある世の中であつた。そこらの問題をとらえて提議をしたところが、まあ、こちらにもやり方があつたわけですが、つまりどのくらい超勤勤務をやつておつたかというメモをずつとつておいた。仕事量が多いのだからというので、何月何日、課長がそこについて私

は仕事を三時間やつていました、ようやく終わつたから帰りましたと、全部メモをとつた。課長が目の前にいて、お帰りくださいと言わずに黙つていたということになると、業務命令を出したのと同じだという解釈が成り立つて、どうも裁判で労働省が危くなつたから、お取り下げください、金は払いますからというので、だから小さな郵便局で人がいないところ、一人当たり十万円だの八万円だのという金が出てきたことがある。そういう争ひまでやつて超勤勤務の問題なり休暇の問題なり払わせた時代があつた。

沖繩の場合も、労働運動の過程ではいろいろ問題があつたと思つておられ、たくさん休暇が残つていける。だから、十年前のことをいま私どももう一べん振り返つてものを言わなければならぬ時期が来ていると思つていける。ところがかたくなに、買い上げという制度がないのだからいけな

考へると、あまり理屈を言わないで、本土にお帰りになる沖繩の皆さんに、この休暇の処理というものは、ほんとうならば、本人は骨身を削つて仕事をしているのですから、休業代というものをたな上げにしてきたのですから、そういう意味で処理をする必要がある。

そういうふうに考へてまいりますと、私はやはり、買い上げるか、さもないければそれに類する措置、退職時に積み上げるというふうな措置を——私どもの全通のような場合は、基準法適用になつて変わりましたときに、退職時に積み上げた。できない方法じゃない。先例はある。だから、そういう点等からして、合理的な残存年次休暇の処理をお考へいただきたいと思つておりますが、現状をどこまで、どういふふうにお考へになつておるのか、まず承りたい。

○砂田政府委員 有給休暇の買い上げという制度が現沖繩にはありますけれども、本土法にこいう制度がない、これをどういふふうにか解決するかという点につきましては、これは人事院規則上の問題でもございまして、人事院に御検討をいただいております段階であります。

○大出委員 その人事院の処理が困るんですよ。佐藤総裁、これは人事院規則にゆだねておりますが、人事院規則がある。これは基本は五年以内に消化するといふものなんです。ちよつとこれは困る。それで沖繩の現情勢に合わない。したが

いまして、合わせて何らかの処置が必要になる。だから、私の申し上げておられる退職時に清算をする、これもよく考えられ、一つの方法です。もう一つの方法を考へてあげたいのですけれども、そこらのところを、一体五年で消化するなんといつて、こちらに來て年二十日のものをもうとよけいといつてくれなるといつたつて、そういうわけにはいかない。本土復帰してすぐ五年間で、本人が百日持つていたら、五年間ということになつたら、年二十日、倍となればいかぬ。そんなゆうちよな業務状態でもない。だから、そうなつてくると、それは有効な消化方法ではな

い。五年たつたらなくなってしまうというのなら、なおのこと。だから、沖縄の法制に合わせ、既得権なんですから、それはどう苦勞しても生かさなければならぬ、こういうふうに思う。いかがですか。

○佐藤（逓送政府委員）これは私どもの所管ばかりでなしに、ほかの關係にもまたがった問題でありますので、人事院が別に独断をもって方針をきめていくわけでもありませんけれども、いままでいろいろお打ち合わせした結果は、大体いまお読みになった形で、一番機械的な詰めをすれば、本土並みというんだから二十日だけやろうということとていく手もありましようけれども、それはいかにも申しわけないということで、ためられたお休みの分はそのまま持ち越していただくということとていまの案ができておるわけです。

ただいまの五年も、いろいろここで御批判があると思いますが、それを承って、なおわれわれとしては、まだいますぐ復帰するわけじやありませんから、どうせ来年に入ってからのことですから、まだ研究すべきところはあるのではないかと、多少ゆとりある気持ちを持っておることは事実でありますけれども、われわれとしては、すべての措置は五年ということで暫定的に扱っていらつしやいますから、それでは五年ということとてよかるうやということとて、そういうふうにお見せしておるわけでございます。

○大出委員 これまた砂田さん、先ほどおつしやつた、お通しくださいとおつしやるなら、やはり通せるようにしていただきませんか……。沖縄の皆さんは一日も早く本土に復帰をしたい、返りたい、しかしその中身では帰れぬじやないかというところに、再交渉という理論が出てくる。当然なんです。だからやはり、ここまで本土のほうで苦勞してくれたのか、ならば不満は山ほどあるがというところまで行っていただかないと、人の心です。誠意の問題。だからそういう意味で、総裁がいまいろいろおつしやっているけれども、確かに総

裁の所管の範囲だけの問題じやない。だがしかし、いずれにせよ、ここまで考えたんですよ、ほかのことも含めて、ということにならぬと、それは、わがほうの所管の問題でもそれだけじやないですから、沖縄開発庁と言われたって、あんまり公務員のほうは開発にならぬのですから、それではやめておけということになりかねませんから、ぜひ前向きに御検討いただきまして、どこまで行けるかをやはりこの会期中に明らかにしたいだきたいと思ひます。私の主張は買い上げることとてなんです。それができなくても、百歩譲つても、退職時に清算をする、積み上げることとてにしてくれということなんです。その点だけ申し上げておきます。

それから、身分引き継ぎによる賃金の保障という問題なんです。つまり格差があるわけですね。これをどういうふうな本土の制度の中に組み込んで、沖縄の皆さんに損のいかないうにするかという点、これはどうしても考えていただかなければならぬ点なんです。時間の關係で私のほうから少ししやべりながら承りますが、三十年に自治体警察が国家警察になったときがある。このときの方式が一つある。これは通減方式ですね。たとえば一円の格差があったということになると、勧告で賃金が上がると、特別手当ということとて二千円なら二千円積み上げることとてやっていた。しかし、これは現実の問題として格差を埋めたことにならない。だんだん減つていくんです。次は八千円というふうな落ちていく。次は六千円と落ちていく。本来一円のものが続いていかなければいけぬわけですから、そういう意味のいわくなくしやせんですね。それで困るというふうなこともございまして、人事院規則のこれも守備範囲でございますから、ここらどういふふうにお考えになっていきますか。

○尾崎政府委員 琉球政府公務員で国のほうに求めます方々につきましては、新しく本土の給与法の適用になるということとてございます。したがって、たてまえといたしましては、琉球政府

に就職いたしましたときに国家公務員になったというたてまえのもとに仮計算をいたしまして、そして現在それが幾らになるかということとて、新しい給与法の適用をするということにしたいわけでございます。

そうした場合に、現在の琉球政府公務員で、本土の給与法の適用になった場合に、上がる人もございまして下がる人もあろうというふうな考えられますが、上がる人はよろしいわけですが、下がる人につきましては、法律案におきましては、差額手当を支給するということとていたしてあります。それがどの程度の規模になるか、どの程度の範囲が下がるのか、どの程度の人がかかるのかという点が一つ問題でございます。それは現在具体的に作業中でございまして、琉球政府におきまして、全職員につきまして、さらに教員につきましても、現在仮計算中でございます。

大体この仮計算は機械的に年内ぐらいにやりまして、来年になりましてから、一月ぐらいに具体的に調整して結果を見るというふうな考えでございすけれども、しかしそれによつて一応のめどがつくわけでございますが、さらに実際に切りかえる時期はいつになるか、さらにそのときの換算レートはどうか、あるいはベースアップの計算が相互にどうなるかという關係がありまして、具体的な規模がまだ明らかにはならないわけでございます。そこで、当面はたてまえの問題とていふことになってまいりますが、かりに下がることになる人につきましては差額手当を支給するわけでございますが、いま御指摘のございましたように、たとえば市町村公務員で国へ移管になるといったような従来の経験がいろいろございます。たとえば、いま御指摘になりました警察法關係で移管されるというふうな場合には、これは手当でその差額をやつたわけでありまして、それからその他、たとえば県の病院が国になるというのがこのところ幾つかございましたけれども、そういうのはすべて特に補償をするということはいたしませんでした。そういう例がいろいろございますけれども、

今度は若干事情が違いますので、差額手当を支給していいこととてございまして、その今後の扱いをどうするかという問題でございますけれども、当面の方は急激に給与の変動が起らないように差額手当を支給するわけでありまして、しかし、次に入ってくる方、来年少入ってくる方はもう差額手当は支給されないという面がございまして、来年、再来年少入ってくる方との均衡問題もございまして、したがって、できるだけ早くと申しますか、やはり徐々に通減をいたしまして、なるべく全体が同じようなレベルに達するようにならうというところが適当じやないかというふうな考えでありますが、その辺のところはよく向こうの事情も承りまして、その通減方式という点をよく検討してまいりたいというふうに考えております。

○大出委員 私は、本年の八月ですか、調べたところがあるのですが、そのときに総裁にちよつと承つたことがあるのです。勧告の出る前です。つまりあのときは、たしか向こうが一回すでに勧告がありまして、今回の勧告は入ってない。調べてみたら、トータルでいって三十二歳くらいだったのですが、その辺でクロスするわけですが、こっちの給与体系と。つまりそこから上はこちが低い、上がる。だから沖縄が返つてくれば、そこからは上の人は高くなる。下の人は低くなる。格差ができる。いまの話は相対的にいってこういうことになる。

その場合に、さつき私、警察の話をしました。が、いま横浜市の職員なんていうものは、国家公務員に比べて二割やそこら高い。そうしなければ地方公務員をやる人はいないわけですよ。有能な自治体の市長ならば、自治省の鎌田さんなんかは幾らやかましく言うたつて、地方のほうを高くしておかないと——あの人はその点で昔よくおつたのです。やはり少し考えておかなければ、自治体をやる人がない、そういう話をしたら、前自治大臣ここにおいでになりまして、それはそうだと

です。永山忠則さんですが、彼は、そのとおりだ、地方公務員が国家公務員よりも安い賃金だなんて、よほど市長がばかだという話で、二割じゃまだ低い、三割、四割でなければ優秀な地方公務員は埋まらないとか、そういう時代がありました。したが、差があるのは歴然としておる。

だから、返ってくれば二割なり三割高い。一万円高かった場合に、特別手当で消化しようということになりますと、人事院勧告が出たところで、その勧告で上がった額にプラス二千円なら二千円の特別手当をつける。これで一べんですね。特別手当です。一べんだけおしまい。そうすると、次の勧告が出たときに、残り八千円をまた二千円特別手当をつける、それでおしまい。だからそれが五回重なり、格差というものは一切なくなつたのだ、つまり国の側のベースにそろつてしまふということになる。あとは一時金で終わつてしまつたということになる。そういう通減方式なんです。簡単に言つてしまえば、だから、そういう形をお考えになつてゐるんだとすると、いささか復帰にあつて問題が起る。人事院がいまやつておられるのを見ますと、似たようなことをどうも考へてゐる感じがする。ここに人事院規則があるのです。昇給とベースアップで通減するといふのです。そうすると、いま私が言つたやうなことになる、こう思ふのですが、昇給という意味が、期間短縮でもして上げていこうというなら、これはまた別です。そこらのところは一体人事院はどう考へてゐるのか。

○尾崎政府委員 技術的には、昇給あるいは特別昇給、あるいはベースアップ、そういう給与の上昇に伴つて措置するといふことはあるかと思ひますけれども、しかし、ベースアップ、あるいは特別昇給、あるいは普通の昇給といふことは、それぞれみな性格が違ふものでございまして、その点をよく考へなくちゃいけないわけですが、いま申し上げましたように、たゞまゑといふしましては、これは今後入ってくる人とのバランスの問題もございまして、暫定的にそういうものを一応あれいたしますけれども、ある経過期間の後には、すべてみな同じやうになるというこゝとで通減をして、全くほかと同じやうな形にするといふやうにしたいと考へておりますが、その関係は、どの程度の差額の受給者が出るだらうか、その規模はどうであるか、そういう点が現在仮計算中ではございまして、そういうのを見まして、どういふ形でこれをするか、通減方式は何で通減させるかという点は、今後よく検討してまいりたいといふやうに考へます。

○大出委員 これは尾崎さん、これから入ってくる人の場合は、まずさておいていただきたいのです。もちろん関係はあります。ありますが、いまいる人をどうするかということ。最近の私立大学だつて、月謝を値上げするといふので大騒ぎが起つて、ロクアウトの騒ぎまで起つた。何のことはない。通知が来たのを見ると、在校生については上げません、あとから入ってくる人だけだけ上げる。在校生はしやうがないもんだから、おれたちはおやじに、もう少し上げてくれと言われないで済むといふことで、たいへんなぐバにならずに済んだ。つまり現在いる人のことを考へなければ問題は解決しない。だからそういう意味で、さつき例にあげたやうなしくずしをやつていただきたくない、こう思つてゐるのです。そうなつてくると、将来の交流の問題であります。そこにはいろいろ問題がありましよう。ありましようが、沖縄の現状といふのは環境が違ふのですから、そこを考へたり考へたりして処理していただきたい。一番底辺はそこに置いていただかないと困る。いま仮計算中だと思ひますので、結論めいたものはない。ただ、人事院規則の中身からすると、こんなことをばく然と考へてゐるというなら詰めていかなければならぬ、もう少しそちらで詰めていただいて、はつきりしていただきたいと思ふのであります。

ところで、為替レートとの関係が一つあるわけでありまして、復帰に伴うレートが三百六十円といふことでなくすると、こゝらのところのものを、特に恩給だ、年金だといふのは、たいへんな違いが出てくる。恩給、年金なんかの場合にはたいへんな相違で、レートが三百五十円なら三百五十円になるとすると、七万二千円の方が六万三千円になつてしまふ。こゝらのところは一体どう考へてゐるのですか。

○尾崎政府委員 公務員の切りかえにおきましてどういふ換算率をとるかという点でございましてけれども、これは換算率そのものは、すでに三百六十円といふのは過去の形になつておりました。現在はいまの時のフローティングレートといふものになつておるわけでございます。したがつて、公務員の場合には、私どもとしましては、一般の関係によるものでございまして、特に公務員だけ特別なものになるのはいかがであるかといふやうに考へます。

○大出委員 そうすると、それだけ落ちるといふことになりまして、公務員だけ特別の措置をとれぬといふことになると。現行フロートにいてるレートでものを考へると、一四・三から三百五十円、二十円なら一二・五ですから、その辺は大蔵省のあれでどうなるかわかりませんが、主計局の方においでになるはずですけれども、どのくらいでおさめるかによつてこれはたいへん違ふ。そこらのところは、大蔵省はどう考へてゐるのですか。

○大出委員 現在二百ドルをもらつておられるのでございまして、七万二千円をもらつておられるわけではございせん。したがひまして、復帰後におきましては、いまのやうにかりに一割下がります。七万二千円だけ計算上は下がることになりまして、たゞしそれは、復帰後におきましては、すべてが新しいレートのもとに円経済が行なわれるわけでございます。その辺のところは当然バランスをとるべきだと考へております。

○大出委員 これは二百ドルで七万二千円ですから、一割減え七千二百円違うのです。あなた七万二千円をもらつてゐるんじゃない、いま二百ドルもらつてゐるんだと言ひければ、この間のドル・ショックの問題がなければ、レート変更がなければ、向こうで二百ドルもらつてゐる人はこつちへくれば七万二千円の計算になる。それでしやう。ところがこの種のものがあつたから、向こうで二百ドル、つまり七万二千円もらつてゐる方は、今度はそうはいかない。一四・三ですから、三百五十円にもしなるとすれば、七万二千円じゃない、六万三千円といふことになる。計算上じゃないのです。実際にそうなる。

といふことになると、この間、これはあれが最後だと言つたけれども、最後で済むかどうか

らぬけれども、復帰歓迎か何かの判こを使うという騒ぎになって、ここにあるけれども、消しゴムの頭か何かで赤い判こをぼつんとやったのがありますよ。これは洗つてみてもなかなか落ちない。こういうかっこうでぼつんと押してあるのは、レートが三百十五円になつても三百六十円をんでしよう。その点はいへん均衡を失するじやないですか。そこらは一休どういふことになるわけですか。これは納得しやしませんよ。二百ドルもらつてゐるんだからこれはあくまでも二百ドルなんだ、復帰時点においてレート変更があつたら、変更があつただけ下がつて当然なんだ、向こうの二百ドルはすでに下がつてゐるんだからという解釈だとすると、それならば、何でも一休外交関係も何にもないままで沖繩をぼつておいたのかという復帰問題の争ひの原点に返る。そこは一休どうなるのですか。

○平井政府委員　沖繩経済全体が新しいレートのもとに本土へ復帰するわけでございますから、公務員のみを取り上げて三百六十円レートの計算をするということは、実際問題としてはきわめて困難でございます。

○大出委員　新しいといったって、この間、いま私が見せした、ぼんついで最後の措置だ、そんなことは沖繩の人は認めていない。冗談じゃないと言っているわけです。だから、そうなるのであればたいへんな争いの焦点です。ちよつとただでは済みませんよ。これは既裁定者の方が一番よくわかる。二百ドル恩給をもらっていた。七万二千円である。ところが三百十五円というレートになれば、六万三千円だ。そうでしょう。沖繩にいらんだからと言ったって、円経済になるのですから、そういう意味では。だから、ニクソン新政策なかりせば、円経済になったときに七万二千円はあくまでも七万二千円だった。ところが今回の措置によつて、これは六万三千円に落っこちて、それでよろしゅうござんすと泣けはしませんよ。そんなことじゃ泣けない。これはそう簡単な問題じゃありませんよ。

主計局次長に幾ら言ったって、あなたは政策を論じているのじゃないからしょうがないので、山中総務長官、総理大臣がいないと困るので、あらためてお見えいただいて伺いますが、砂田さん、そういうことは総理府としては何とかお考えはなされていますか。恩給もおたくの所管なんだから。

砂田政府委員　ただいま大出先生がおっしゃいました、私も拝見をいたしました、そのドルの赤マルをつけたあの措置も、やはり沖繩の方々のドル・円の関係に対する不安をできるだけ払拭をしたい、そういう意図を持ってとった措置でござい
ます。若干米国の顔をさかなでしたような感もあります。若干米国の顔をさかなでしたような感もあ
りましたけれども、沖繩の方々の不安をなくした
という意図でとった措置でございますけれど
も、ただいま御質問の公務員給与につきまして
は、引き統いて本土の公務員になられる方々につ
いては、これはもう俸給というものがこっちの

給表で合はさつていく。先ほどお話のあった、二十歳以下の方々に對して特別の手当を設けていゝ、これも法律できめて人事院で御検討いただいてゐるところでありますが、そういうふうにいゝてしまつて、三百六十円換算という問題はそこには主じてこない。ただ、先ほどおっしゃいましたような事態は若干残るかと思ひますけれども、やはりこれは、沖繩經濟全体がドル經濟から円經濟に移行してゐる、そういう大きな環境の中で特別の措置がなかなか困難なことである、こういうふうにもは考えざるを得ない点でございます。

大出委員 これは、いずれ総務長官がおいでになるわけですから、政治問題でございましょうから、そこに残しましょう。

公務員の場合は、本土の俸給表ということになりますと、つまり格差問題のとおり方をどう見るかという問題が残りますが、それなりに救われまゐります。ただ既裁定者の場合は、恩給証書を持っている方ですから、現に二百ドルの恩給なら恩給をもっているのですから、一割レートが変われば七百二百円変わるのが道理であります。だからそれといつかという問題がある。現職の公務員なら、

こっちの俸給表に乗ろうという問題になって、差額の問題だけ残るのですから、特別昇給なり、やり昇給というようなやり方を使いながら、やり方は幾つもある。しかし既裁定者の場合はそうはいかない。だからそこから辺のところは、それなりに考えなければならぬ筋合いだと思ひのです。つまり、合理的な結論がない、いたし方がないといういまお話ですから、それでは事済まぬと思ひますので、これはひとつ問題を残します。

ところで、もう一つ人事院に承りたいのですが、特地勤務手当、これは幾らか幅を持たせてお考えいただくかぬと因る面もあるのです。たとえば特地というものをどこを基準に考えるかという。これはあると思うのですね。鹿児島港を基準にするということになるとすれば、それなりにこれはまた考えようがありますけれども、那覇なら那覇を基準にするということになると、こままたたい

へんを變わり方になる。そこらのところは、これは先般皆さんがおやりになった措置でありますけれども、一体どういふふうにお考えになっておられるのですか。

○尾崎政府委員　沖繩關係の手当といたしまして一番大きな問題は、特地勤務手当關係だと思ひます。現在その關係は、沖繩のほうの現行制度としましては、本島と宮古及び石垣はそれぞれ特地勤務手当がついておりませんで、それぞれの島から外へ出たときに手当がつくというたてまえになっておりますけれども、今後これをどういふ形にす

るかという点をいま検討いたしております。やはりその関係は、本島というところが一つの中心点であることは間違いないというふうに思っております。

したがって、そういう関係で言いますと、先島のほうの関係は、現在の制度よりは若干別の形になる可能性もあらうかと思ひますけれども、本島を中心にしていろいろな検討をしておるといったような関係でございまして、大体におきまして原則としては、沖縄の現在の制度は本土の旧制度に一応準じまして決定をいたしておりますので、

基準そのものはこちらと非常に違っているという
ことはございませんので、それを大体において尊
重をして、なお新しいこちらのほうの關係は昨年
変えましたので、そういう關係もあわせて今後
検討したいというように考えております。

○大出委員　特地勤務手当は、先般、鹿兒島港です。それを基準にして奄美であるとか沖永良部であるとかきめていったのですね。基準点は鹿兒島。ところが、今回返還にあたって、今度は、那覇であるとか泊であるとか、その辺に基準点を設けるとすると、与論島なんというのはすぐ目の前ですからね。つまり全体をもう一べん幅を持って考えないと妙なことがで上がる、そういう心配がある。たとえばこっちから沖縄へ行く人たちはどうなる。那覇へ行く人たちは四％持つていくのでしょ。もしそういうことになる、新しい格差も出ますし、ならば那覇ということをはせめて

三%なら三%ということで、つまり乙ということに考えるなら考えるということにしなければ、それだけではありませんが、またそうなるとそれなりのアンバランスが出てくると思うのですけれども、そこらのところを少し幅を持って考えていただくというふうな方向づけをしておいていただきたいと困りやせめかという気がするのです。ですから、ぜひこのところは、私が申し上げても、これから検討するということですからいたし方ありませんけれども、そういう幅を持たせてひとつづつ考えていただきたい。しかも、これはいつこ

るまでにとりう結論、どの辺で結論をお出しに
なればいいのですか。

○尾崎政府委員　先ほど、離島関係につきまして
現在仮計算中であるということをお報告いたしました
わけでございますが、そういう関係と大体並行し
つつ手当の関係を煮詰めてまいりたいというよう
に考えております。やはり那覇はほかの県庁所在
地と同様な大都会でございますし、特地勤務手当
の対象というのはいささかどうかという
関係に考えておまして、やはり那覇を中心とし
て外のほうに行った場合にどうか。したがって、

いままでは鹿児島を中心にして離島のほうを考
えてまいりましたけれども、もう一つ中心を置きま
して、そして新しい手当体系を考へるというよう
にいたしたいと考へております。

○大出委員 まあいろいろ考へ方があると思
うのですが、この国会の幕切れまでに何らかの視
点をばっちりしていただきませんか、そういうと
ころはまだこれからよくわからぬけれども、その
ときになつて考へるからなというふうなことに
じゃ、やっぱり沖繩の公務員の皆さんはたいへ
不安なことになる。したがって、時間があ
りますので、この委員会も法律を二つかあててお
りますから幾らでも無理が言えるようになってお
りますので、それらの無理を大いにこれから言わ
せていただく。無理押しでも何でもいたします
から、ほかならぬ沖繩のことです。お覚
悟のほどをよくお願いしたいと思います。

次に労使慣行という面でも幾つか承りたいので
す。これは公務員制度でございますが、この休職
専従は一体どういうふうな今日の向こうの制度と
合わせて考へてございましょうか。

○島政府委員 現在、沖繩琉球政府職員の専従制
度はわが現行の公務員法のもとにおける専従制度
と若干異なっております。その内容を詳しくいま
申し上げませんが、復帰後直ちにわが本土法に定
める専従許可制度を適用することはいささか酷で
あるという気がいたしますので、復帰後一年間
は、実質的には沖繩における従来と同様の取り扱
いをしたいというふうに考へております。

○大出委員 これは一つは、沖繩の場合二年間は
休暇ですね。休暇ですから、そこに専従つまり休
職が三年というふうになりますと五年。これは沖
繩の皆さんが旧来言ってきたところなんです。な
だから、四年にして一年は休暇扱いというや
りとりが、その中で進んでいって思ふのですよ、
私が沖繩に何べんも行って話を聞いています限り
では、今回は在職専従が二年延びて五年になつたわ
けでありますから、これ六年になるわけですね
ども、そうすると、うち一年は休暇、こうい

となのです。

これは理由がありまして、行ってみると、御存
じのとおりあの大きな建物ができております。官
公労共済会館などというのがありますね。あれな
どは清算が必要なんです。登録その他の関係もあ
りますから、切りかえるのに清算団体にならな
ければならない時期がある。それから、そのほか
も幾つか官公労共済会館、こういうものに類する
生活協同組合みたいなものもあります。したが
って、そこらで清算をしたり、いろいろなこと切
りかえなければいけません。そうするとその
簡単ないいかないのです。そこらのこともありま
すから、どうもいまのお話では少し無理がある
というところで、休職専従四年というところで、いま
でうち一年は休暇扱いである、ここらで登録期間
等々を考へて、いま私が申し上げました理由等
を付して、年度の二年延長等にあらせて考へてい
く。六年なら六年というふうな考へ、うち一年は
休暇であるというふうな、これから少し幅を広
げておいていただかぬと、現地の諸君の処理に困
る、こういう問題がある。そこらのところはど
ういうふうにお考へですか。

○島政府委員 この問題は、私のほうだけの問題
ではございませんで、自治体のほうにも問題がご
ざいますし、また公労法適用職員の関係の問題も
ございます。関係省庁と大体打ち合わせながら、
現在、先ほど申し上げましたような措置をした
い、こういうふうには考へておる次第でござい
ます。

なお、いま先生のおっしゃったような点も、今
後十分検討してみたいというふうに考へておりま
す。

○大出委員 時間の関係もあるようでございま
すから、あまり長論はいたしません、卒直に向
ここの皆さんの考へ方を申し上げまして検討して
みるというお話でございまして、また先に論議
をする場所をつくりたい、こう思ふのでありま
す。ぜひ御検討いただきたいと思ふのでありま
す。無理がいくということは、いずれにしてもこ

ういう復帰という特殊な時期でございまして、だ
けに、できるだけ避けて、ゆとりを持たしてや
ってほしいと思ひます。

それからスト権の問題なんです、ここら
のころはどういうふうにお考へですか。これはど
この所管なんでしょうか。

○島政府委員 争議行為禁止の規定は、現在、沖
繩の琉球政府公務員法にも規定されております。
したがって復帰後においても、その点については
本土法とは少しも変わりございません。争議行為
は公務員については禁止されるということにな
るわけでございます。

○林忠 政府委員 現在、沖繩の市町村につ
きましては、琉球政府公務員法その他の適用はご
ざいせんので、労働三法が適用になっておりま
す。御指摘のとおりスト権はあるという形にな
っております。これにつきましては、復帰をされま
すと、本土の市町村と同様の事務に従事されるこ
とになりますので、一応公務員法をそのまま適用
するということ考へてございまして、言ってみればスト
権というものは、復帰後は市町村についても公務
員法の適用があるという姿になる、そういうふう
に考へます。

○大出委員 市町村でいま労働協約が締結されて
おる。その期間は三年なんです。ですからこれ
は当然既得権というものの見方が、常にいま沖
繩とのやりとりの場合に表に出てきているわけ
でございます。そういう意味では、三年間の協約の有
効期限というものは当然考へてしかるべきもので
ある。これはおそろく、あまりストライキをや
れば困るという政府の目的意識があるのですか
ら、ぶつかるころだと思ひます。思ひますけれ
ども、そのことのためにまたストライキでも連
続して起こるといふことになると意味がない。そ
ういふ点を考へまして、協約の有効期間が三年で
あるというところ、一つの問題点を置いて、そこ
を基準にその間は継続をするという、問題を起
さない措置が私は必要であらうと思ひます。現
地の方々も、それで満足はしてないけれども、た

てま論としては、協約の有効期間は三年あるん
だぞというところが表に出てくるわけですから、そ
うすれば、おそろくは曲がりなりにもおさまるの
じゃないかという気がする。だからそこらにと
ころは、いま二人がお答えになったようにその簡
単にはいきませんから、いまから腹をくくって
いたいただきます。それで押し切ろうというこ
とになると、じょうだんじやないという騒ぎに
なつて、またそのために大きな問題が起る。だ
から、そういうことでなしに、現実ある姿は、い
ま御答弁のようにストライキを続けてきている経
過があるのですから、そういう意味で処理をす
る、これが私の言いたいところなんです。これ
またあなたが答へになるのかよくわかりません
けれども、いささか政治問題がかつた言い方な
るので、事務的にできる限りの御答弁をいただ
いておきたいと思ひます。

○林忠 政府委員 現在は労働協約という形で市
町村の職員の勤務条件その他がきまつておりま
す。復帰をされまして、これは公務員法の体系に
よりまして、条例、規則その他によつてきまるこ
とになりますので、きまる形式が変わつていま
と思ひます。

そこで、復帰後の勤務条件その他の問題につ
きまして市町村が条例を制定するときに、従来の
労働協約で定まつている事項については、本土の
法令に抵触しない限りはできるだけ尊重するとい
う指導はしてまいりたいと思ひます。労働協約
そのものの効力を法的に生かすというところは、新
しい公務員体系との間にちよつとそごを来し
ますので、条例の制定などで十分配慮をしてい
きたい、
こう考へております。

○大出委員 どうせ本土の公務員組合だつてスト
ライキをやつていられるのですから、たいしたこ
とはないですけれども、あれは実は金がかかるの
です。皆さん処分だ、処分だといふものですか
ら。この金はもったいないですからね。だからそ
ういふ意味ではやはりトラブルが起る。私はき
わめて現実的のものを言つていられるのだから、そ

は、いまお話がございましたように、何らかの形でひとつ現地の意図というものを生かしていただくという方向での御努力をいただき、その問題をもつて、そのためのストライキなどということにならぬようにやっていただきたいと思うわけであります。これをまた期間がございまして、あらためてまた御質問したいと思うのであります。

それから恩給公務員の、つまり最低年限を含めた恩給の相当年限ですね。これは総理府の分野なり大蔵省の分野なりいろいろあると思うのですが、ここのところはどうかいうふうに計算すればいいというふうにお考えでございましょうか。

○伊能委員長 大出君にお話ししますが、答弁がどの役所からされたらいいか、明確にしてください。

○大出委員 これは共済年金ということになりますと大蔵省の関係もあり、地方公務員の場合は、地方行政の関係もあるから自治省でございまして、国家公務員の場合はこれは総理府でございまして、う。おのの関係があるので、ひとつおのおのの答えをいただきたいと思ひます。

これは切りかえ時点が違いますからね。たとえば国家公務員の場合は、三十四年に共済への切りかえなんかもありましたしするので、どういふ認識でどういふふうにおとりになるのかを聞いておきたい。

○平井政府委員 御承知のように、本土におきましては、ただいま御指摘のように、三十四年十月以降一般の国家公務員は共済組合になっておりますし、沖縄におきましても、おくれながらも現在すでに共済組合制度ができておりました。共済組合員期間は当然本土の共済組合に引き継ぐという形をとっております。それから共済組合の発足前の期間でございますが、それにつきましては、発足時に引き続き期間については、本土法におきまして、これを組合員期間とみなすという形になっておりました。そういう形を受け入れるということにいたしておるわけでございまして。

○大出委員 発足時に引き続き期間というのはど

ういふ解釈をすればいいのですか。具体的に言うていただきたい。

○平井政府委員 たとえば本土法でございまして、昭和三十四年十月一日に施行されました。その前から勤務いたしておりました。もちろん恩給公務員でございまして更新組合員になります。その他雇用人であります場合も、一応雇用人組合員として引き続きおられますけれども、引き続きおられない方もあるわけでございまして、そういう資格のない方についても、引き続き期間、つまり三十四年十月一日とくつについて、たとえば三十四年三月とくつとめておられたというような場合には、その期間は共済組合員期間として共済年金の基礎期間に入るといふやり方をしております。

○大出委員 分けて聞きたいのですが、いま恩給公務員の資格がある沖縄の方々の場合に、どういふ方が恩給の資格を持つていふことになりまうか。たとえば元南西諸島特別措置法吏員、そういう方々がある。あるいは元沖縄県の吏員、あるいは琉球政府の二級一般事務職相当職以上という方々がある。あるいは技能労働職員等、三級一般事務職の人、あるいは技能労働職員等、等ございまして、こころはどうかいうふうに分けてお考えになっておりますか。

○平井政府委員 いわゆる南西諸島法の適用を受けまうのは、戦前から継続して琉球政府なりその前身に勤務しておられた方でございまして、これにつきましましては、現在までのところ恩給法と沖縄の制度とが併存しているような形になっておるわけでございまして。いわゆる琉球の行政分譲後採用された方でございまして、恩給公務員に相当する、おそらく二級職相当ということになるかと思ひますが、そういう方々につきましましては、琉球の共済組合法におきまして、その勤務期間は通算して継続するという形になっておりました。これは本土法においてそのまゝ受け入れるという形にいたします。

○大出委員 もっと平たく言えば、元南西諸島特

別措置法に基づく吏員の方々は公務員の恩給資格がある。それから元沖縄県の吏員の方々も同様に考えられる。それから琉球政府の二級一般事務職相当職以上の方々についても当然本土法で引き継げる。以上は恩給相当期間と見ることができる方々なんです。残るのは、琉球の三級一般事務職の人、あるいは技能労働職の方々、こころの方をどうするかという問題が残ります。その場合に、技能労働の方々は、これは本土で言うところのういふに解釈すればいいか。

行(三)みたいな方々なんですけれども、沖縄の場合には職階制ですから、試験がいろいろと複雑にある。だから、三年なり三年いっても、四年いっても、あるいは五年いっても職階転換ができません。ところが、日本の自治体の場合なら、三年なり三年いれば職階転換が大体行なわれてきた。横浜市の場合は、昭和三十九年から職階転換の場合には試験が要するようになってきたが、それでも渡りという形で職階転換をしてきているのです。ところが沖縄の場合には、非常に厳たる規則がありますから、職階制度が確立しておりますから、この方々はなかなか二級事務職には入れない。だから、本土の自治体なら当然この方々は、三年なり三年いれば、三級事務職の方々は二級になつていける。横浜市の例をあげましたが、三十九年からは、それまでは年限がたつてばかりで、三十九年に試験制度をつくるようになりまして、試験を受けなければいけない。それでもいわれる渡りについてはいろいろやりとりがありまして、まだそれなりの方法を考へている場合も特殊な例としてある。ところが沖縄の場合には、そうでなくほおっておかれたわけなんです。だからこころのところは、三年なり三年この職階におられた方は、本土ならば当然職階転換が行なわれているはずだから資格があるという認識を持たないと、制度が違ひますからお気の毒なことになる、こういうふうには私に考へております。こころを聞きたいのです。

○平井政府委員 先ほどの御質問が恩給公務員期間という御質問でございましたので、そういうお答えを申し上げましたが、共済組合制度のもとにおきましては、本来、恩給公務員と雇用人との間の差別というものはいたしてありません。したがいまして、現在沖縄の共済組合の制度におきましては、本土の場合も同様でございまして、雇用人の期間をも通算をいたしております。その点については差はございません。ただし本土法の場合と若干異なっております。本土の場合でございまして、継続して勤務されまして共済組合法施行の日を迎えた場合におきましては、これを通算するといふ形をとっておりますが、沖縄の場合においては、たとえば途中でやめになつてまた勤務されるというような期間がございまして場合も通算をする、この辺のところに若干の差があるように見受けられます。

○大出委員 これはそうばかりは言えない点がある。いろいろあるのですが、恩給問題は、当委員会が所管の委員会でもございまして、毎年毎年やってきておりました。かつて沖縄の皆さんの問題の手直しを、戦後のいろいろのケースの中で幾つかやったこともあります。だから、あらためてものを言わなければなりませんけれども、いづれにしてもきょうは総務長官もおいでになりませんので、幾つか懸案が残りましたが、そこらひとつ、総務長官が見えなくなつておりました。いままで恩給問題は、いづれ総務長官とやりとりもしてまいりましたし、またその関係の方々、恩給局の方々等にも御出席いただいて、共済は大蔵省でございまして、またあらためておいでをいただきます。もう少しこまかい議論をさせていただきます。

きょうは、人事院の新賃金の問題と、それから沖縄の皆さんに関する幾つかの問題を提起してみたいわけですが、それぞれ御回答をいただきます。そこで最後に自治省の皆さんに承りたいのでありますが、六大都市の交通関係等の賃金の問題が、財源的に非常にむずかしい状況にございまして、私のおります横浜なんかでも、この新しい

京都のようにいろいろな差し繰りのできるところでも、本年のこの措置あたりがもう限界だと言っている。となると、一体国の責任においてどうしろということをはっきりものを言わなければ、おまえのところはこれくらいしろと言われなければならぬ。

ば、自治体単独じゃどうにもならぬというところに来ていと思うのです。

そういう意味で私は、ここで言うことははばかるといふお話をしただけでも、実はどうすればいいかという点。自治体の企業努力と言われないで、長年皆さんのほうで手がけてきたのですから、病状はわかっているのですから、もうこれで、国の側から、こうしろとずばつとやうときに来ていという気がするのでありますが、そこらの点はどうでございますか。

○鎌田政府委員 私ども、四十一年の地方公営企業法の改正で、この財政再建の道を開きまして、私、率直に申し上げて、交通関係、自治体の首長あるいは交通企業に従事しておられます公務員の方々も含めまして、よく努力していただいたという感じがいたします。それだけに、今日のような累積の赤字を見ておられますが、いわゆる財政問題の段階だけでこの公営企業、公営交通の問題を考えるとということには限界があるように思います。ただいま、せっかく政府におきまして、総合交通体系の問題、その中で都市の公共大量輸送機関のあり方、こういった問題等も考えておられるわけでございますが、私、率直に申し上げて、都市交通というものを利用していただくお客さんをふやさなければどうにもならない。それから、交通企業だけで収益をあげるということには、やはり物理的な限界に来ておる。この両面を中心にしたしまして、あるべき都市交通の姿というものを私どもなりに打ち出してみたい。これは当然私どもだけではできないわけではございませんし、大蔵省あるいは運輸省、あるいは警察庁、企画庁、関係各省みなあるわけでございますので、そういうところとも幅広い議論をしまして、やはりあるべき方策を早急に打ち出さないと、市民の足が奪われる、こういう事態にもなりかねないところでございますので、その点はせっかく検討をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○伊能委員長 大出君に申し上げますが、本件に

ついては、しばしば同僚議員からも質問もありましたし、きわめて重要な問題でありますので、いざ理事會ではかつて、今国会において関係大臣を呼んで議論を尽くしませんと十分な結論が得られないと思ひますので、この点も含みの上、いざ理事會にも相談したいと思ひますから、御承知をいただきたいと思ひます。

○大出委員 これは私の質問の最後でございますが、なぜ私こういうことを最後に申し上げているかといふと、たとえばタクシー料金の値上げなんかも、これは当面の大きな問題になっているわけで、運輸省は一応の結論めいたものを出して経済企画庁に持ち込んだ。企画庁長官の木村さんは、これはだめだと言つてつたというかつこうにいまなっている。十二月上旬まで何とかなどという話もありましたが、これまたなかなか政治情勢で前に進まない。だがしかし、この中身を調べてみても、実は、昨年三月一日に二・五％タクシー料金の値上げはしたんですね。これは、基本料金、爾後料金等、両方含めましてここで二・五％上げて、百円を百三十円に、爾後料金を四百五十を四百四十五に切つたということですが、この資料は東京陸運局長さんの昭和四十三年の都内四十社の調査なんです。この時代の一日の平均走行キロ数は、端数がありますが、三百五十一ですね。ところが、四十五年の同じ四十社の追跡調査を東京陸運局長がやつたのを見ると、一日平均走行キロ数が、四十三年には三百五十一あったものが三百三十七ですよ。三百五十一が三百三十七に落ちれば、それは相当な狂いがくるところは間違いない。かと思ひますと、実働率で見まして、四十三年でいくと、百台自動車を持つているタクシー会社でいけば、休車は七台です。ところが、休車が四十三年七台のところ、四十五年の資料を見ると、百台のところ、十一・九台、つまり十二台休んでいるという現実ですね。これは人と両方の面から詰まってきた。年じゅう募集しているのですからね。それでし

う。走行キロはどんどん落ちるでしょう。だから、これに実働率、実車率、その他全部加えていきますと、四十三年の資料で昨年三月一日にタクシー料金を二・五％上げたが、運輸省はじめ関係官庁の見通しの悪さで、実際には一九％しか上がっていないのです。そこに、また再値上げの問題が出てくる。運輸省も受けざるを得ないという結果が出てきているというわけですね。

同じことが都市交通でもこれは言えるのです。だから、運輸政策審議会答申も出ておりますけれども、あそこで言っていることだけでは片づかぬ問題が数々ある。そうすると、都市交通の再建というものは、再建計画は四十一年にお立てになつて、鎌田さんといふん苦労しておやりになつてこまて来たのだが、ここでもう一つ、やはり国の責任を前に出して、タクシーもそうすけれども、六大都市交通の置かれてる現状というものはこうなんだ、自治体の財源その他、あるいは乗車料金収入等合わせてみるとこうなんだ、片やタクシーといふものはこうなんだ、あるいは民間バスといふものはこうなんだというものを国民の皆さんにまず知らせる必要があると思ひます。タクシーなんかの場合だつて、この暮れにうしろに乗つておるお客は、運転手さん、あなた、いいボーナスもらうのだからなんて言う。ところが運転手さんにすれば、私に話をしても、大出さん、もういやになつたと言ひから、何だと聞いてみると、うちの娘に、お父さん、年末手当、ボーナス幾らもらうのと聞かれた。ところが、二十二歳になる娘のほうがいよいよもうわかつていから、このやうと思つて黙つていふと、う。持つて帰つたつて女房は喜ばぬと言ひます。だからもう、ほんとにタクシー運転手はいやになつたと言ひ。ところが、世の中の方、乗っているお客のほうは、うんともらつたのだから、こり思つていふわけだから、それはどこに責任があるかと言ひ、やはり監督行政官庁の責任なんです。昨年の三月一日に上げた二・五％というのは、実は一九％しか上がっていないのだ、その

現状はこうなんだということを表に出す。

都市交通のバスだつて、再建計画といつて四十年からこんな苦労をしたのだ、したのだから、しかし現状はこうなんだ、去年のベース改定の制度もできていないんだ、財源はこうなつていふのだといふことを前面に出していただく御努力を自治省でしてくれぬと、自治体ばかりががぶつてしまふという結果になる。それじゃ市民、国民、県民を対象にして再建に協力を求めるという方向に向かないのです。やはりみなを機関として考えていくという姿勢にならぬと解決しない、こう思ひます。だから、そういう意味で私は、いまそのポイントを買問したのですけれども、委員長もおっしゃるやうに、これは自治省だけが問題じゃありません。ありませんが、六大都市の交通と名がつけば、四十一年の再建計画をお立てになつたのだから、尾を引く自治省に責任がある。そういう立場でこの点は、国民にまず知らせるというところから新しい視角を求めた再建の方向をお考えにならぬとできない。自治体会計全体としてとらえてどう考えるかということへ手を伸ばさなければ片づかない、こういうふうに思ひ。おまけにドル・ショックだ何だですから、減税と言ひば地方財源が縮まるのですから、そういう状態で、これから地方自治体の財源というものは悪くなる一方だろうと私は思ひ。その中における都市交通というものはもう一つ考えなければならぬ。となつてくると、そこらのところを、それこそ白書じゃございせんけれども、世の中につまびらかにする、その責任があまりになるように思ひますが、いかがですか。

○鎌田政府委員 御指摘の点、重々もつともも存じます。私どもも決して、この六大都市の交通状況、公営交通の状況についてのPRを怠つておつたわけじゃございせんけれども、なほ倍旧の努力をいたしまして、ひとつ大方の御支援をいただきなから、再建がうまくなりますやうに努力してまいりたいと思ひます。

○大出委員 どうも長時間、恐縮でございました。

○伊能委員長 鬼木勝利君。

〔委員長退席、塩谷委員長代理着席〕

○鬼木委員 今回の人事院の勧告については、これは毎度ですけれども、各方面からいろいろ批判もあるようでありまして、私は、八月の勧告時において、総裁も御記憶と思うけれども、四月の民間の調査の時期と同じように勧告の実施時期を四月にせよ、こういうことを強力に申し上げた。それから住宅手当、あるいは高齢者の延伸、こういう問題についてもやや触れました。それから期末手当の問題について相当深く掘り下げて前回は話を申し上げておたわけでありまして、今回はそういう点は時間の関係で多少省きたい、かように思っておりますが、きょうは総務長官がお見えになつていないので、これはまたあとで――副長官では悪いというのじゃありませんよ。あなたに役立たぬというわけじゃないから、その点は誤解のないように。この前、山中総務長官と私がいろいろやりとりしているから、そういうことを申し上げているので、副長官は、この問題はきょう初めてです。その点はひとつとしていただきたい。あなたでけっこう。はつきり申し上げて、あなたより以上の方はないけれども……。

そこで、去年勧告のあった住宅手当、それから高齢者の延伸、これが実施されるということになつておりますが、これに対する調査報告を行なつておられるかどうか。私が見ましたところによりますと、そういう報告はあつていないようである。やはり、何か新しい制度を設けられるというような場合には、これに対して何らかの回答を出していただくのが私はしかるべきではないかと思ふ。

すから、もう少し親切にそういうことをなさつていただきたい。まずその点をひとつ総裁にお尋ねしたい。

○佐藤達政府委員 私から申し上げるのはおかしいことではございますけれども、全く御同感に存じます。実はいま御指摘の問題以外にも、給与関係の過去一年間の実績というものをとつと詳しく御報告申し上げて御理解をいただくということすらむしろ理想ではないかという気がいたしますけれども、これはまた、私どもの報告書をごらんになればわかりますように、全部前向きのことばかり書いてあるので、過去のことと触れるという余白もないということ、いままではそういうことをやっておりませんけれども、しかし、お尋ねいただければ、もう喜んでその場で直ちに答えしなればならぬという気持ちで、お尋ねをむしろ心待ちにしておたつたという言い過ぎでございますけれども、お待ちしておりますという態勢であるわけでありまして。

いま給与局長に聞きましたら、お答えもできるそうですから、給与局長からお答えさせていただきますかと思ひます。

○尾崎政府委員 高齢者関係の昇給の特別措置につきましては、昨年の給与法改正によつて措置されたわけでございますが、具体的には本年の四月から実施に移されておるわけでございます。そして、附帯決議もございまして、十八月、二十四月という関係を、暫定期間三年間ほどはゆるやかな方法で十八月でやるといふことにいたしておるわけでございますが、その該当者は、本年の一月一日調査におきまして二万二千六百九十八人というものが適用されるだろうというふうに考えておりました。四・七％に当たるわけでございますが、そのうち、昇給期が年四回ございまして、つまり、四月、七月、十月と、本年度内におきましては、その三回の昇給におきまして、従来昇給すべきであつたものが半年延伸されるということになるわけでございます。本年度としてはまだ、一月に昇給すべきところが延伸されるという方が他

におられるわけでございます。したがつて現在は、その二万二千人のうちで、四分の三の約一万七千人が適用されるだろうというふうに考えております。で、一月一日の昇給になりますと、その二万二千人が全部適用されることになるわけでございますが、そういう関係をさらに具体的にいたしたすため、毎年一月一日現在で調査をいたすことにいたしておりますので、来年の一月一日現在の調査につきまして、なおよく調査をいたしたいというふうに考えております。

○鬼木委員 人事院総裁は、そういう質問が出ることを待つておたつたなんて、たいへんうまいことを言われるが、こういう人事院から出ているところの参考資料なんかもあるのですよ。なぜ、こういうところにはつきり明記して、われわれにわかるようにしないのですか。尋ねられたら言おうというように他動的なことではなく、もう少し能動的に。これは私、何回もよくさがしたけれども、何にもそういうことは載つていない。ゆるやかにやるといふお話があつたけれども、これは実際ゆるやかにやらないじゃありませんか。四月と七月と十月と一月で全員二万二千人がこれを適用されてしまふ。向こう三、四年間の間にというのなら、これは多少ゆるやかだが、ほとんど一年にやつてしまふというの、これはゆるやかじゃない。ゆるやかにやるというの意味はどういうことを基準にして言っているのですか。これはあなた方は簡単に言われるけれども。

過去のことは論じないと人事院総裁はおっしゃるけれども、高齢者の延伸という問題について、私はこの前も相当申し上げた。これは採用時期というよりなことも考えなければならぬし、いま採用してしまふやうにいくという、そういう時代じゃないのだからね。ちやうどいまかつておる人たちは、ほんとに気の毒なときに採用されている人なんです。それから、条件も悪かつたのです。しかし、それはもう繰り返さない。前回、前々回も申し上げたのだからね。ですけれども、いま全国的にはうまいとして起つてくるのです。延伸に

ついて、これは悪法だ、いけない、何とかしてやらねと困るといふ声が出ておるのですよ。給与局長、いまあなたは簡単に事をなげにこれを説明したが、ゆるやかにということは、一体どういふことを基準であなたは言われたのか。その点をお聞きしたい。

○佐藤達政府委員 私の理解するところは、おそらく給与局長も同様だろうと思ひますけれども、私どもは、これは法律に基づいて規則で定められておるわけですから、規則できめておりながら、それをさらに規則を上回つてゆるやかに運用するといふようなことは、これはまた許されないことだとして、規則のきめ方の問題にこれは尽きることだと思ひますけれども、私どもが当初ここで勧告について御説明をしましたときに、いろいろ強い御批判がありまして、そしてたしか強い附帯決議がついたはずなんです。私どもは、その附帯決議を十分尊重いたしまして、私どもが当初考へておりましたところよりも相当ゆるやかな規則の形でこれをつくり上げた、その運用の結果がかうでございます。分析すればそういうことだろうと思ひます。

○鬼木委員 延伸というものが実施されると法制化した以上、これを簡単にゆるやかにするといふことはできないわけでしょう。だからその点を私は聞いています。ことばの上でゆるやかに言つておると、これは一つの安心感、気休め感を与えているのではないか。どういふ点をゆるやかにというその基準は一体どこにあるのか、その点を聞いています。これはごまかしてすよ、ゆるやかに言つていふことは、いささかもゆるやかではない。そういう欺瞞のことを言つておつてはわれわれは承知できません。どうですか、局長。

○尾崎政府委員 御説明申し上げます。高齢者の方々の昇給のあり方につきましては、昨年たいへん御審議をいただいたものでございまして、民間企業でございましては、たえば定年後の方

をこちらのほうの公務員に採用するという場合には、普通の者のように、とことと昇給するものもいかに多いこと、そういう方々については二十四月。普通の人は一年で昇給いたしますけれども二十四月で昇給するといったような考え方でこの前御提案を申し上げたわけでございます。

しかしながら、御審議の上で、たゞいま御指摘もございましたように、従来公務員に採用されておった方々につきましては、もう少しゆるやかな方法を講じていいんじゃないかといったようなことがございまして、法律の案といしましては、高齢者の方につきましては、たとえいままで十二月で昇給する形でまいりましたところを、八月及び二十四月に昇給するという形に変えたわけでございまして、八月を一本やって二十四月に入るとい形にわれわれとしては当初考えておったわけでございますが、それを八月を一本ではなくて、在職者につきましては、八月を三回やって、それから二十四月に入るとい形に運用をする。つまり、八月を一本で二十四月に入るとい計画でございましたが、それを八月を三本やって二十四月に入るとい形に、附帯決議等の趣旨によってゆるやかにしたところでございます。

○鬼木委員 それはさういふ苦しい答弁だな。八月を一回だけでなく、三回やる、それは当然のことですよ。二十四月にはと一度に持つていかない、それはさういふ延伸法でなくつたって同じことなんだ。それはこの延伸法と別に、それが特に直接に關係があるというわけではないです。それは非常に苦しいことじつわけの答弁であつて、ゆるやかにということの意味はそれで納得できませんよ。法で制定したものを、それをどうしてゆるやかにできますか。そういうことが、人事院総裁、できますか。私は給与法の根本を聞いておるのです。そんなことだったら、ほかのほうも全部ゆるやかにやってもいいですよ。総裁、その根本理念をはっきりしてもらわねと、そんなないかげんをなするべつたりでやられたのでは困る。ちよつとその点を……。

○佐藤(達)政府委員 わかりました。これは法律そのものにさういふ詳しいことが書いてあつて、それをゆるやかにしたということになれば、それは附帯決議があつてもゆるやかにすることは許されなわけでありまして。ところがこの当該条文は、御承知のように人事院規則にまかせておるわけです。したがうして、人事院規則の裁量の幅が非常に大きい。そこで、御記憶のとおり、この前だいがここで皆さんにたかれまして、さうして御進及を受けて、そして、その当時の人事院規則としてわれわれが考えておつたのはさうなことでございまして、さうして附帯決議になつて、その附帯決議の御趣旨は、人事院規則をもうちよつと穏便なものにして、さういふ趣旨の附帯決議なんです。われわれはその附帯決議を大いに尊重いたしまして、穏便な形の附帯決議の趣旨に沿ひ、そのまゝの趣旨な形の人事院規則をきめました。そこまではいいので、それから先の運用は、人事院規則できめた以上は、ゆるやかもきびしくもあつたものではない、人事院規則どおりに運用いたしました。その結果はさういふ結果でございまして、さういふことで、ゆるやかにということばづかいがさういふこと、ゆるやかにしたもので、給与局長も降参したと申し上げておきますし、これは御勘弁をいただきます。

○鬼木委員 まあ、とにかくわれわれは問題は、よくしてもらへばいいのですから。したがつて、人事院総裁のおっしゃる通りに、ことばじりをとつて言つておるのではありませんからね。だから、ゆるやかにとおっしゃつておるものであるならば、実質的にほんとうにゆるやかにしてもらわねと困る。それは法を曲げるということではあるわけがない。それは先ほど冒頭に申し上げたとおりです。でございましてならば、いまるる御説明を拝聴いたしましたが、そんなことは何にも参考資料にも書いてないのですよ。高齢者の延伸に対してはささかともこれには書いてない。何にも載つてないのです。これは、悪く考えたと逃げている。逃避している。もうさういふものにあまりさういふいいいぞと、人事院総裁がまさかそんなことはおっしゃられぬと思つけれども、笑つておられるところを見ると、あるいはさういふときもあつたかもしれないが、だから、さういふ問題の——これは問題と言つて、はなはだちよつと言ひ過ぎかもしれないけれども、いづれにしても、われわれが克明に総裁にも前々回もお話し申し上げたように、これは非常に論議が尽くされた問題なんだから、さういふことに対しては、さういふ状態だ、その後の経過はさうなつていふことはつきり出していただきたい。そのための人事院であり、報告もあれば、勧告もあるんだからね。それはまあ総裁は、自分からは言ひにくいけれども、お待ちしてございましてさういふような、いいか悪いかわからぬようなお話であつたけれども、さういふ点のことは局長もつきりいふ言つたじやないですか。わかっているじやないですか。二万二千人からある、一月においてこれは全員これに適用されると。だから人事院において、人事院規則によってこれをゆるやかにするならば、もつとゆるやかにしてもらいたいのです。われわれはこれで納得できない。

です。それから、いづれにしても私が言わんとするところは、何らかの方法でこの高齢者に対しては保護を加えていく。かわいそうだ。過去のことには問わねとおっしゃつたけれども、高齢者の方は、さういふあらゆるケースがございまして、これは先ほど言つたように、前回も私はゆるる申し上げたように、採用時が同じ条件、同じ時期にばつと出発している人じやないんだから、百種百様、種々雑多のケースで今日上がつてきておられる。また能力のある方もたくさんいらつしやる。ですからこれに対して、何らかの方法によって保護をする方法を人事院規則で考えてもらいたい。法を曲げなくてもさういふいい手があるのだから、その点どうぞと……。

○佐藤(達)政府委員 高齢者の方々の中には、な

かなかいりいろなバラエティーのあることは、いまおっしゃるとおりでございます。その中には、先ほど給与局長が申しましたように、会社を定年になつてやめられた方が、老後の仕事として公務員にお入りになるという方も、一がいには言えませんが、相当あるわけでございます。しかし私どもは、前々から申し上げておりますように、やはりお気の毒な方々である。しかし給与制度の大義名分上、お気の毒でありながらやはり忍んでいただかなければならぬということで踏み切つたわけでありまして。お気の毒だといふ気持ちは依然として持ち続けておるべきであります。

たとえ、ときどき各省の高齢者の方から、私のところに直接手紙や電報その他で、不当な待遇を受けておるとい訴えがございまして。この間もありましたが、そのときには、私は私の所管の人事課長に、私自身からはかけませんでしたけれども、係の者にかけて、一体さういふことを言つていけるかどうかさういふ事情を聞いて、お年寄りなるがゆゑにあまり——規則であるものは、これはしかたがない。規則を上回るようなことがあつては絶対にならないが、そんなことをほんのこの間やつた経験もございまして。さういふあたりの気持だけは持ちながらこれを見ていただかなければならぬし、一面において、先ほど申し上げたように、大義名分から言つて、どうしても冷たい面も忍んでいただかなければならぬ。その二つの兼ね合わせだろうと思ひます。

○鬼木委員 かねがね人事院総裁は、非常に温情家をもつて鳴つておるから、さういふ冷たいお考えはないことは私も承知しておりますけれども、この高齢者の処遇に対しては、延伸ということに對しては、非常に大きな声があるのです。いまあなたもおっしゃる通りに、連日陳情のはがきが来てる。私らのところにもたくさん来ているのです。ですから、これをそのまま放置するといふことはやはりよくないので、これに対しては、いまこころどうしと云ふことは、あなたのお立

を

を

場としてはできないかもしれないけれども、あ
たたく十分その後の状態を見守っていくとい
ことは大事だと思ふ。そうしますと、自然に何
らかの答えが出てくると私は思う。その点は私
と総裁は同感であらうと思ふ。いかがですか。
○佐藤(達) 政府委員 全く同感でありまして、し
たがって、またその後の実績がどうかというお尋
ねも、そういうお気持ちから出たお尋ねだろうと
いうふうに承つておるわけであります。

○鬼木委員 次にお尋ねしたいのは、きようは時
間が制約されてしまつたのですから……「か
まわぬ、ゆつくりやれ」と呼ぶ者あり」ゆつくり
やるつもりでありますけれども、委員長の要請も
ございますので、御協力は申し上げたいと思ひま
す。

扶養手当の問題についてちよつとお尋ねしたい
のですが、これはここに書いてあるからもう申し
上げなくたってわかるのですが、民間の扶養手当
と比較をしました場合に、ちよつと私らが納得の
いかなない点がある。というのは、第三子に対して
はこれは考えていない。配偶者においても、現行法で
は千七百円が二千二百円に上がった。一子、二子
には四百円を六百円にする、こういうことになつ
ておるのであります。来年度の一月から児童手当
がつくので、そういう児童手当のつく三子以下に
扶養手当は支給しない。第十一条を改正してそう
いうことはもうやらない。扶養家族というのは、
簡単に率直に言えば、結局、給与法によつて定め
られたところの扶養家族なんです。ところが、児
童手当というものは、これは全然別個の、性質の
違つた社会保障制度による支給であります。そう
すると、全然性質の違つたものを、どうして給与
とごちゃ混ぜにするか。こちらは給与法によるこ
ころの扶養家族、扶養制度、こちらは社会保障に
よる。そういうことになりますと、社会保障制度
によつて何かいたたいっている者には給与はやらな
い、こういうことになつてくるわけなんです。全
然性質が違つておる。

したがって、民間における扶養手当の支給状況
がここに載つておりますが、非常な差が出てきて
おるんですね。配偶者と子供一人が二千九百八十
二円。ここにおいても、もうすでにこれは違つて
おる。二千二百円と六百円だから二千八百円。と
ころが、これが二千九百円になつておる。もうす
でにこの点から差があるんですね。それから、二
人の場合が三千六百八十八円、配偶者と子供三人の
場合が四千四百八十八円、ここで大きく開いてく
るわけです。民間はこれに対して扶養手当を出して
おるから。だから、社会保障制度と給与法とい
うものをごちゃ混ぜにしたということはどうい
うとですか。私はこれは全然意味がわからない。
その点をひとつ御説明願ひたい。

○佐藤(達) 政府委員 なかなか適切な御指摘であ
らうと思ひます。二つ柱を考へて御説明申し上げ
なうと思ひます。一つは、民間の扶養手当とい
うのは、民間の関係をいろいろ御指摘になりましたけれども、
実はずつと前は、もう扶養手当は凍結だとい
うようなことで、民間を調べずに、そのまま据え
置きとしておつた段階がある。これは一つの考え
方でございます。どうせ扶養手当というよう
ものは本俸でまかなうべき性格のものであるか
ら、給与制度としては、そういう手当を別に設け
ることがむしろ邪道だというよりな考え方であつ
たのであります。私どもとしては、だん
だんと周囲の経済情勢等に対応して考えますと、
生活の防衛の一つの道としてやはり扶養手当とい
うのは相当役に立っているのではないかとこの
とと、ことに月給が少くない人のほうに重くい
ふことになりまして、いわゆる上薄下厚の措置の一
つにもなるので、一年おきかそこらではあります
けれども、民間のものを調べては、なるべく民間
に合せてきた。ただし、先ほども触れましたよ
うに、かりに民間よりも下回つておつても、公務
員の各位が絶対に損をするわけではない。それは
本俸なり何なりのほうに、配分の問題ですから、
やつておるわけです。ですから、絶対の問題とし
ては損にならないわけでありまして、扶養

手当をどういふふうに見るかということについて
は、われわれとしては、最近ではやはり民間をめ
どにしてやつておりますということが一つあるわ
けです。

それからもう一つは社会保障の関係、これは相
当次元の高い問題になると思ひますけれども、従
来、日本の給与といふのは、本来社会保障でまか
なりべきものを企業なり雇い主のほうで負担して
いるのではないかと、そういう一つの批判がずっと
あるわけです。これは確かに一つの批判だろうと
思ひます。ところで今度、児童手当というのは、
いままで雇い主が負担しておつた社会保障を本来
あるべき姿の形にしたという見方もできるわけ
あります。この児童手当が今後またさらにだんだ
ん伸展していくだろうと思ひます。いま言つたよ
うな批判から言ひます、これは本筋に戻つたとい
う方ができるわけです。

そういう二つの考え方をからみ合せて考える
べきことだろうと思ひます。けれども、私ども
は、今回勧告をいたしました後に、こども御追
及を受けまして、そのときにお答えもいたしてお
りますけれども、これは一体どういふことだろ
う、児童手当という、いままでわれわれの制度の
中には全然考えていなかったものが新しく発足を
する。さうして扶養手当との関係をどうすべき
か、併給すべきか、扶養手当のほうはこれで併給
しないことにすべきかという問題があります。こ
れにもやはり二つありまして、一つは、この児童
手当の審議に当たられました厚生省の児童手当懇
談会というものが、これは相当權威ある懇談会だ
と思ひますが、児童手当について厚生大臣に昭和四
十三年の暮れに答申しておるわけでありまして、そ
の中に、「一般の扶養手当との関係にわざわざ触れ
まして、「児童手当の支給対象である児童につい
ては、公務員給与における扶養手当を廃止するこ
ととし、給与改訂とあわせて実施するのが適当で
ある」といふふうに、非常に力んだ書き方をして
いらつた。これが答申されたからといって、片
われわれは直ちに拘束はされませんけれども、片

やそういう答申もあり、われわれ自身も、併給を
すべきやいなや、最初は率直に言つて迷つておつ
た。

考へてみますと、これは四百円、片や三千円も
らえるわけです。三千円もらつておる方にさらに
四百円差し上げるということよりも、その四百円
分はむしろ一般の財源として保留して、普通の一
般の公務員の給与の財源にこれを回したほうが、
さらに大きな目で見れば有効な処遇になるのじや
ないかというところで踏み切つて、このようにな
てまいりました。考へ方の道筋を申し上げればそう
いうことで、これは御賛同いただけるだろう、なる
ほどとおつしやつていただけることだろうと思ひ
ます。

○鬼木委員 いまの総裁の御説明ですが、児童手
当懇談会がそういう答申を出しました当初、われ
われ非常に反対した。児童手当というものは、給
与が少くないから出すんじゃない、児童を守るた
めに児童手当を出すのであつて、扶養の意味じゃ
ないのですよ。それは広義の意味で言えばむしろ
扶養になるかもしれないけれども、これは、全然
性質の違う社会保障の制度なんです。だから、
から、懇談会がそういうことを答申するといふこ
とは、われわれは反対だ。これはあくまで別個に
考えるべきものだ。だから、これは教育関係で
も補助しているものがたくさんあります。じゃ、
それをもらつてゐるからこちらを減らせというよ
うなことをやられたら、収拾がつかぬようにな
る。それはたくさんありますから申し上げても
いいが……。

そこで、いまも人事院総裁はそうおつしやつた
が、答申したからといって、それをそのままわれ
われははいと言ひわけにはいかぬと言ひ。都合の
いいのは答申にはいと言ひ、都合が悪ければ答
申の言ひを聞かぬ。これはあなたの方が出し
になつた場合でも、総理がよく、答申は尊重しま
す、尊重しますと言ひけれども、実際それをや
つていないんだ。だから、かりにそういう答申が出
たつて、それはそれとありあなはやる必要はな

い。それはいまあなたはおっしゃった。何でもそれをやめるわけじゃないということをおっしゃった。尊重はするけれども——これはやはり総理と同じような答弁です。大体ニュアンスは似てゐる。だけれども、根本的に性質の違つたものを、人事院は給与のことをやればいんだから、何も社会保障の問題まであなた方が論議してどうこうなさる必要はない。だから、これは社会保障で出すといつてゐるから給与を削れというふうな結論に至つたということに対しては、私はどうしても納得がいかない。不満です。いきさつはいまずつとおしやつたから、それはよくわかりましたけれども、何もないところにあるあなた方がばんとおやりになつたんじゃない。あらゆるところを検討し審議された結果そうなつたんだということはおわかりです。不用意にぼつとやられたとは思われない。けれども、これは全然違つたもので、給与と社会保障の制度との問題をごっちゃにして人事院が考えられる。かりに、そういう答申が出たり、あるいは児童手当の分はよく考えよというふうな話が出てきても、これはことばが悪いかもしれぬけれども、かりにそういう圧力が加つたとしても、あなた方は、給与関係はわれわれのやるべきことで一切関係ないという、そうしたきつ然たる態度で給与体系は決定していただかぬと困る。こういうことなんですよ。人事院の姿勢を私はお尋ねしてゐるのですね。

それは、あなた方が給与を決定される場合、いろいろなお考えになることは、これは当然と思ひますけれども、これをもう少し極論しますと、ことしは、去年と比較した場合に、これだけひとつアップしよう、待て待て、これは金がないから、ちよつと出すわけにはいかぬぞ、そういうこととは関係ない。大蔵の台所のことまであなた方が考えられて給与体系をきめられるわけはないでしょう。これは極論すればですよ。ですから社会保障のことがどうきまらうと、給与とは別個に、あなた方は給与体系はき然としておつくりいただかなければ困るのですよ。私の申し上げ

てゐる論旨がおわかりでしょう。聡明な、賢明な人事院総裁だから、もうわかり過ぎておろうけれども、無理にわからぬふりをしてゐるのだらうと思ひますが、ひとつ……。

○佐藤(達)政府委員 いまのお話の、金があるうとなかろうとということ、私がこゝでしよつちよつ申し上げてゐることとして、それがはからず鬼木委員の口から出て、非常に意を強うするわけですよ。ですからわれわれは筋以外の面は考えずにやつてゐる。お金の面を先に心配していたら正しい勧告はできないという立場を貫いておられます。これは、たびたびこゝで申し上げておられます。

いまの問題は、ちよつとその話とは違ふ。と申しますのは、最初に一つの柱として申し上げましたように、大体、扶養手当というのは、本質はむしろ給与制度として邪道じゃないかということをおし上げたわけですよ。識者の間にはそういう意見もあるわけですよ。しかし、われわれの間には、一種の生活防衛の有効な方途として扶養手当を存置し、かつこれを増額までもしてやつてゐる。これは生活防衛という見地からやつてゐるわけですよ。たまたま、いまの児童手当というものは、これは生活防衛に役立つことは当然のこと、こつちは四百円しか出てゐないのに向こうは三千円くださるのですから、生活防衛の面から言へば身が軽くなる。したがつて、四百円というお金があるならば、三千円もらつてゐる方がさらに三千四百円おもらいになるのもいいけれども、四百円はもつと——独身者もおります。公務員の中には持ちこたない人もたくさんあります。それらの人の給与上の体系の原資にお返ししたほうがりつぱに筋が通つてゐると思ひますが、いかがでしょう。か。○鬼木委員 それでは給与局長にもお尋ねしたいが、先ほどから私が言ひましたように、何にも説明もしてないけれど、回答もしてない。そして、いま人事院総裁が言われたように、民間と比較した場合に扶養手当が下がつてゐる。低い。その分はほかのほうで埋め合わせをしてゐるという

人事院総裁のお答えなんです。が、だったら、民間よりも扶養手当は低い、その分はどこで増してやる。民間より低い分の額は総員で何ぼだ、その削つた分が何ぼだ、それはどこに回す、それを計数的にはつきりな説明をしないか。人事院でつゝつてゐるのなら、そのつづつてゐるこれに、そういう点をわれわれが納得するようにせよ。まことに不親切きまる。あなたたちばかりわかつておつても、みなわからぬ。その点をつきりさせてください。

○尾崎政府委員 給与体系で一番大きな問題点でございまして、やはり本俸か手当かということでごさいます。本俸は、申すまでもございせんけれども、いろいろの諸手当へのね返りの基礎になりますし、恩給、退職手当の基礎になるものでございまして、これを重視していくということとは申すまでもないわけでごさいます。民間の手当制度をいろいろ調べて、これを上げるかどうかという点の一つの私どもの判断になつてゐるわけでごさいますけれども、先ほど御指摘がございまして、本年調べました民間の扶養家族手当につきましては、配偶者の場合には二千二百七十円ということなので、二千二百円に上げた。それから配偶者と子供一人の場合は、先ほど御指摘になりましたけれども、二千九百八十二円でありまして、二千二百七十円を差引きますと、子供一人の場合は七百七十五円ということになるわけでごさいます。

現行六百円でございますが、この七百七十五円をどのように処理するかという点でございまして、七百七十円ほど上げるかどうかという点が一つの問題点であつたわけでごさいます。百円程度を上げるかどうかという点の一つの問題であつたわけでごさいます。やはりこの点は端数でございまして、その程度のことは本俸に回しておいたほうがいいんじゃないかという判断で、子供一人目と二人目はともに六百円という形でそろえたわけでごさいます。したがつて、扶養家族手当の

今後の動向につきましては、さらにいろいろ注目して調査してまいりたいと考えておりますけれども、いま申し上げましたように、第一子の場合には七百七十五円でございますが、その百円程度を上げるかどうかという点につきましては、これは本俸に回してゐる。それから、児童手当が支給された場合の併給をしない部分につきましては、本俸に回すというのが原則でございまして、

○鬼木委員 どうも私の質問に対して当を得ていないと思ひます。七百七十五円、それで、その差額を、はしたがあるから百円だけ上げるようにするかどうか、そんなことを聞いてゐるんじゃないんですよ。この扶養手当の問題について、第三子に六百円ということをやらないで、そしてその金はほかに戻してゐる。民間と同様に私にしろどれだけ受けられるようになるのか、その総数に対するところの額です。それをそれじやどこへ回すのか、それを資料をつくつて出してください。私、見ますからね。はつきりしたあれがあるはずなんですからね。よろしくございませうか。

○尾崎政府委員 児童手当を受けまして、それとの関係で扶養手当の四百円が支給されないことになるという形にいたしてありますが、実際にそういうふうになる方が幾らあるかという点が一問題でございまして、私どもとしては、大体一人というふうにごさいます。と申しますのは、児童手当の支給要件は所得制限がございまして、所得の多い人は出さないといたつたような面もあるものでございまして、から、そういう点を考えますと、今後少し変動が生ずる可能性がございまして、したがつて現在の段階では一人。先ほど申しましたように、来年の一月には、実際に支給されてゐるものをさらに詳細に調査いたしますが、現在の段階では一人程度というふうにつかんでゐる。一人といつたしますと、四百円でございますから月額四万円、一人当たりいたしまして約十一円という形になるわけでごさいます。その十一円は本俸として各

ただきたくらいにわれわれは悩んでおること
 ございます。結局、抜本塞源の方向は何かと言

ええ、これはまた医療問題に人事院が口出ししてはおかしいとおっしゃることを先回りして申し上げておきますけれども、やはりお医者さんの不足ということがネックになっておるのだということを痛感する次第でございます。

○鬼木委員 もう一つ沖縄の問題……。

○佐藤(逓政府委員) 沖縄のほうは、また本土以上のことでございます。これも死にもの狂いで手当てしなければならぬという決意であります。

○鬼木委員 これは非常に苦勞なさっておりますこととはよくわかりますよ。わかるから私は問題を出したのですが、本俸を上げないで、単に手当をやつて、もうなりふりかまわずということをおっしゃったのですが、これではどうも私は抜本

的な解決にはならぬと思うのですよね。これはもっと合理的な解決策はないものか、どうしても私はそういう感じがしてならないのです。ただ単に、人事院総裁そうおっしゃったからなんです。ほんとうに一時的な場当たり的な——はつき

りした、適確な優遇方法ではなくして、その場しのぎのこういうことをいつまでやっていかれるのか。これは人事院としての、先ほど申しましたように、窮余の策ではなくして、臨んどうに私は無策だと思っております。そうお考えになりませんか。

○佐藤(達)政府委員 その場限りのきれいごを申し上げようと思えば、これは言い方はあると思

いますけれども、そんなことを言うよりも、率直に私どもの悩みをここで打ち明けて、むしろここで

何かいい方法があったら教えていただきたいということでお願ひしたほうが、結局、制度のあり方としては改善の端緒をつかむのではないか、そういう気持ちで申し上げておるわけでございまして、ほんとうに何か方法はないかということを考えて考えたあげくのことでございます。無策と言われようと何と言われようと、これはしょうがないけれども、これは苦勞いたします。しかし、何かいい思ひつき、名案がございましたら教えてい

ただきたいということ、何ぶんにもこれは、お医者さんの需要供給の關係から来たことはもう歴然としているわけであります。近ごろ、医科大学をふやせとか何とか、医者の補給源についての対策も考えられておりますけれども、われわれとしては、それをひそかに、かつ強く念願するものであります。これは人事院総裁としての立場ではありまじいけれども、厚生大臣等に非公式な形で始終申し上げておるわけです。

○鬼木委員 朝から晩まで給与のことを検討しておられるあなた方が、何かあったら教えてくれなくて……それは私も考えは十分あります。ありますけれども、そういう教えてくれないうことを言われないでほしい。それは考えは、何となくいことは事務的にできないとか、そういうことは実現不可能だとかいろいろのことをすぐにおっしゃるけれども、不可能を可能ならしめるような方法によってここに何らかの解決方法を考へてもらわぬと困る。これは人事院総裁も非常に御苦心なさつておると思いますので、時間もあまりありませんから、これは後日またよくお尋ねするといたしまして、私はきょう質問をいたしましたときに冒頭に申し上げたのでありますが、その点をもう一度私お尋ねしたいと思うのです。

四月にさかのぼって実施するということについて、これは八月にも私はお尋ねしたのだが、そのときに私の問いに対して、検討する、こういうことをあなたにはつきりおっしゃつておる。これはまた山中長官にもその点を、あす見えるそうだから、お尋ねしたいと思うのです。せっかく副長官お見えになつていますけれども、はなはだ恐縮ですけれども、これは山中長官と私が言っているのだから、あなたを無視しているのじゃありません。そこにおつていただいて、たいへん御苦勞ですけれども。

検討する、じゃどのように検討したのか、検討の結果はどうなつておるのか、どういう角度か

ら、どういふ点から検討されたのか、そういう点についても、先ほどから言いましたように、何にも載つていない。これにもこれにも何にも載つていないのです。当委員会においてこういうことがしきりに要望があつた。それに対してはこういふ、このようにしてこうであつた、しかしながら、遺憾ながら実はこういふことで、かような、かくかくしかじかで、このようだといいながら、何にもありません。どのように検討されたか。四月にさかのぼって実施せよ、民間と同様に実施せよという声は、全国的に怒濤のごとく叫ばれておる。それは総裁も御承知だと思います。これは私は副長官とは初めてのなにかから、副長官の御意見もひとつ承りたい。

○砂田政府委員 先ほどから鬼木委員がお述べになつておられます四月実施の問題は、明日山中長官が出てくるからいままでの話もあるからということとございしますが、私も山中長官と同じ御答弁をいたさなければなりません。人事院総裁が検討することおっしゃつておられますけれども、本年のところは、私も人事院の勧告をそのとおり尊重いたしましたし、実施をする法案をこうして審議をお願いしてあるわけでありまして、四月実施の問題、私も、この点についてはいわば受ける立場と申しますか、政府といたしましては、人事院勧告を尊重いたしましてこれを実施するのだという、その尊重することの意味の中には実施時期をも含めておることとございまして、四月実施を総務長官どう思ふかということ、以前にも鬼木先生、山中総務長官にお聞きになつておられますけれども、人事院からそういう勧告があれば当然尊重をしております。私も山中長官と同じお答えを先生にしておきたいと思ひます。

○佐藤達政府委員 前回申しましたように、検討しております。それは一々詳しく申し上げるまでもないと思ひますけれども、たとえば、現在の五月一日というのはどういう根拠でこれをやつたか、五月一日で最初勧告されたときはどういふ反響があつたか、国会でどういふ御議論があつた

かといふことを詳しく調べるだけでも相当時間がかかる。必ずしも四月説に有利ではありませんけれども。そこまでもずつと調べて、しかし私どもは、筋論としては、たびたびこれも申し上げておりますように、初めは一理なきにしもあらず、まゝ一理ありぐらゐに申し上げてよろう、近ごろは一理ありて来ております。

なお、そういう態度でもつと真剣に検討していきたい。これは私もとしては、大蔵大臣が卒倒しよう、と、頭が痛いと言われようと、これは筋といたうことをいつも申し上げておるわけでありました。したがういふ、筋の問題としてわれわれはあくまでも追及していきたいということと同時に、とにかく過去十一年で、五月一日でつと来ておるわけですから、五月一日でつと完全実施をお願いしたいとか、このお力もずいぶん借りましたけれども、というふうなことで無条件に五月一日で来ておつて、これを突然として四月に切りかえるといふことのために、これは納税大衆その他の国民大衆の方々の納得をしていただけるだけの根拠がないことには、これはたいへんなことですから、われわれとしては、従来の責任もありまして同時に、新しく切り変えるための責任といふものも考えなければならぬ。それにはやはりどうしても納税大衆その他の国民の方々の御納得を得るだけの確たる根拠がなければいけません。

そこで、怒濤のごとき声といふのを先ほどおっしゃいましたけれども、これはちよつとオーバーじゃないかと思ひます。確かにそういう声はあります。ありますけれども、私どものところには、これは内輪の話ですけれども、勧告のたびごとに、もちろん公務員各位からは一日に何万通という質上げ要求のものが来ますけれども、それと同時に、質上げ反対の悲痛な訴えといふものも相当あるのです。これは大体、中小企業のどんな組合に入つていない、組織されてない従業員です。これはまことに悲痛な訴えで、公務員ばかり

かわいがつて、おれたちはどうしてくれろのだと、私の家に電話までかけてくる人があります。ことに納税者の中にはそういう方もいらっしゃるということを十分考へてこれは踏み切りませんと、そういうまでの五月を軽々しく変えられない。しかし一理あるという態度でさらに検討を進めておるというのが率直な感じでございます。

○鬼木委員 これは甲論乙論いろいろあると思ひます。いかなることでも、国の政策に対しては国民全員賛成といふことはけつこうなことですけれども、これに対しては甲論乙論ある。いずれの場合においても、いずれのことにおいても、これは同様のことが言われると思う。しかしながら、いま御答弁のように、過去において、一理なきにしもあらず、こういうような消極的な御発言であつた。ところが今日、何月何日からといふことはちよつと私、記憶しませんが、確かに一理ある、こういうあなたのお考えになつておる。最後の結論としてあなたがおっしゃつたのですから。なお検討を続けるということでございますので、これはきょうあすには間に合いませんけれども、ぜひひとつ検討してもらいたいと思ひます。

なお、最後に人事院関係に私申し上げたいのですが、ことしの勧告の最大の特徴は、公労協の仲裁裁定、平均九千三百二十二円よりも、民間大手百四十五社の平均九千五百二十二円すら上回る実質一万円台の大幅アップをしたことである、このように新聞に出ております。

〔塩谷委員長代理退席、坂村委員長代理着席〕

ことに初任給では、大学卒以下中卒に至るまで軒並み民間の平均を上回っている。看護婦、教員など、職種によつては、初任給はもとより給与水準全体が民間を上回るものまである。これは私が言っているのじゃありません。新聞です。日経です。

こうだろうと思うのですが、そこで問題は、お聞きしたいのは、民間追随主義で今日まで来た人事院の姿勢、方向というものがそうであつたと思ふが、これから新しい方向へ転換していくお考え

であるのか。いわゆる実質的には民間を追い越した、将来は民間追越でなくして、人事院の姿勢、方向というものが転換されていくのか。給与の今度のアップの総合的な考えの上に立つてそういう点を私はお尋ねしたい。

○佐藤(達)政府委員 これは非常に大きな問題でございまして、ちょっといまお読みになりました新聞記事には、むしろ民間の水準を追い越したと言わなければならない。これは新聞でございまして、けれども、私どもの立場は微妙な立場にありまして、公務員各位に向かつての関係では、そういうふうな新聞で書いてもらうことが非常にうれしいわけですね。今度は片や、先ほど来申し上げております国民の皆さん、納税大衆の方々に対する関係では、公務員ばかりに甘やかされてよくなつておるぞというふうな感じを新聞で書かれるのもまた困つた面があるのです。私どもとしては、新聞にいかように書かれましようとも、実質はあくまでも四月調査の厳密な計算の結果出た民間水準をとらえて、これに合わせておるのである。別に水増しもしておらなければ、切り下げもしておらない、そういう態度で徹しておるのであります。私どもとしては、それははっきり申し上げておきたいと思ひます。

そこで、民間追越主義をなぜとておるかということは、やはり先ほど来たびたび申します国民の皆さんの、公務員の給与は税金で負担していただいておりますから、やはり御納得をいただかなければならぬということ、昔は天皇の官吏でございましてから、公務員は特権的な立場にあった。われわれ前に法制局におりましたころは、官吏の給与をやつておりました。これは、民間給与がどうであろうとどうであろうと、官吏としての体面を保つにはどれだけあつたらいかというふうなことで、ほんとうに白紙に給をかくというふうなことで給与をつくつておつたわけでありまして、いまや公務員の地位も憲法の規定によつて大幅に変わつた。民間の従業員の方と比べて別に特権的な地位にあるものではないという立場に

なつております。そこで、そういう立場のもとに国民の皆さんの御納得をいける線といへば、やはり民間の水準をとらえて、せめてここまで合わせたいだきたい、これが一番賢明な態度である。そのかわり一文でも値切つてもらつては困るといふ強い態度で政府に迫つておるというところは、いまのところではやはり一番堅実で手固い方法だろ

うと思つております。いま急にその立場を変えようとは思ひませんけれども、ほんとうを言いますと、昔のように、復古調ではありませんが、公務員そのものの生活実態なり勤務の実態なり、あるいは名著というふうなものを考へて、あるべき給与というものを白紙に、こういう時代が来ればよい、そのためにはやはり経済がもつと興隆して、一般の給与水準、賃金水準というものがもつと上がつてきませんと、公務員ばかりいふことをしているというふうな目で見える人があるようでは、まだちよつと差し控へたい。率直に申しますと、そういう気持ちを持つて臨んでおるわけでありまして。

○鬼木委員 よくわかりました。私は最初に申し上げましたように、これは新聞の見方であつて、実質的には、いまあなたのおっしゃる通りに、民間の水準と開きがないようにということが人事院の根本精神だ、そのお答えで了といたします。ぜひそうあつてもらいたい。必ずしもわれわれは、ばつと追い越すとか、公務員だけいいというふうなことの批判はまたどうかと思ひ、そうかといふ民間よりも非常に低いということでは私は困る。ですから人事院の姿勢ということに対しては私は了とします。そのために人事院があるのですから。いづれにしても、国家公務員の方々が損をこうむらないようにしていただければわれわれはけっこうだと思ひます。

いろいろまだお聞きしたいことがありますがけれども、まだ人事院の皆さんは御昼食もなさつていないようですから、たいへんお気の毒で、これは人道上の問題です。しかし、御同様私もそのとおりでございますから、次に防衛庁のほうにちよつ

とお尋ねをいたしたい。

防衛庁は、まだ防衛二法案もありますので、その場合にゆつくりお尋ねしますが、給与の問題で簡単に一言お尋ねしたいのです。

○鬼木委員 そうですね、一等陸曹、一等海曹、一等空曹以下の自衛官が支給の対象になつておる。このパンフレットに載つておるようでございますが、この手当の算出基準ですね。現行法では七千三百三十円だ。それを七千九百四十円にする、九・一％アップだ、このように私、解釈しておりますが、どういふところから九・一％の率をあげられたのか、その算定基準についてお尋ねしたいと思ひます。

○江藤政府委員 今回の給与改定にあたりまして、同時に隊員の糧食費の引き上げをいたしたいといふことで、一日当たり二十八円ばかり引き上げております。

(坂村委員長代理退席、委員長着席)
それから、最近、光熱水道等の営舎内の経費としてかかる経費が若干ふえましたので、これを二円十銭ばかり毎年増加しております。その結果、合

わせて三十円幾らの一日分の経費を、営外に居住する者に対してこれを手当として還元するといふ経費が、六十円十銭の増加となるわけでございます。

○鬼木委員 この営外手当といふことは、これは糧食費といふ点を加味しておられると思うが、私の承つたところでは、陸上が二百九十八円、海上が三百五十九円と、こういうふうになっておりますが、そうですか。

○江藤政府委員 現行におきまして、陸上勤務員は二百九十八円、艦船乗組員は三百五十九円、防衛大学学生が三百五十五円となっております。

○鬼木委員 そうしますと、六百十円上げて、それで営外に居住している方々の食事や住宅の点も考へてもらわなければならぬと思ひますが、わずか九・一％上げて、それで計算できますか。

○江藤政府委員 基本的には基本給で上がつてお

りますので、基本給にプラスの糧食費の値上げの一部が営外手当に追加還元されるということになるのでございまして、そういうふうな生活費が加さんでくるとか、あるいは住宅費が加さんでくるといふ経費は、一般職公務員と同じように基本給で大体見ておるということになつております。

○鬼木委員 そうしますと、現在、一等陸曹、一等海曹、一等空曹以下の自衛官が総数だけだけおられて、そしてどれだけ営外居住しておられるのか。なお平均どれだけ住宅費を払つておられるのか。そういう点について十分考慮しておられるのか。これは、私どもが実際隊を視察しまして、非常に気の毒なように思つておるのです。これは今日、営外で一軒の家を借りようといへば、簡単な金では借れませんよ。だから私どもは、住宅を建ててあげなさいといふことを言つておる。そうすると、防衛庁の公務員住宅に何人入つておるか、一般の借家に何人入つておるか、そういう点の資料がありますか。なければあとで出してもらつていいです。

○江藤政府委員 最初の問題でございまして、現在の曹全体のうち営外に居住しております者は七七％でございます。曹全体の数約九万三千六百八十八名に對しまして、営外に居る者が七万一千六百四十一名でございまして、七七％ということになります。なおこの住宅手当につきましては、これは一般職公務員と同じように住宅手当を支給いたしておる。

それから国設宿舍の支給割合でございまして、現在ちよつと資料の手持ちがございませんので、後ほど資料として先生にお届けいたします。

○鬼木委員 その点を私は毎たび言つておるのですけれども、営外に居住している人が七万一千人、七七％ある。そういう方が一体借家の家賃の平均はどれだけ出しておられるのか。そういう点をもう少し親切に隊員をあたたい気持ちで考へてもらわぬと……それは一般公務員の方も、公務員住宅にお入りできない方はお借りになつておると思ひます。これは同様のことが言われると思ひ

ますが、むろん住宅手当も出ておると思われま
けれども、一般公務員の方々も非常に困つてお
られるので、これは一般公務員の方と
自衛官とを私は差別しているのじゃありません
決して差別はしません、勤務は二十四時間勤務
だ、制限なく勤務してある、そういう方の住宅
が、一般の民間の借家を高い金で借りてある。お
子さんたちもいらつしやる。非常に気の毒だと思
うのです。だからそういう点は、一体平均どれく
らいの家賃を払つてやっておるのか。そして住宅
手当といひましても、管内の糧食費と差し引きし
てあるでしょう。そういう操作があるのではし
ょう。

○江藤政府委員 住宅事情につきましては、こ
れは人事院の調査になつたとおりでございまして、
特に自衛官であるから外に出て特別高い家賃を
払つておるわけではございませんで、その意味に
おきましては、住宅手当は全く一般公務員と同じ
ような措置をいたしております。ただ、この住宅
手当なるものが、現在の俸給表でどういふふう
に操作しておるかということにつきましては、こ
れは全く関係がございまして、それは給与体系
そのものが一般公務員と同じに考へておきまし
て、住宅手当というものは別個に一般職と同じに考
へて支給いたしております。

○鬼木委員 それは公務員の給与に準ずるとい
うことになっておりますから、それは私は、さつき
言つたように、一般の公務員の方と同じだ。それ
はいま申し上げたとおりでございまして、管内に住
んでおる方と管外に住んでおる方の方のあま
りに懸隔がはなはだしいから、何らかの方法で自
衛官の住宅を例年だけだけずつ解消してあるの
か。これはまた防衛二法案の場合に、医官の問題
や、こういう住宅の問題、管外手当の問題、いろ
んな問題がありますので、ゆつくりお尋ねしたい
と思つておりますけれども。

給与はむろん準じてやうと思つておるのです。
しかし勤務は、それは朝出、夕方にお帰りになる
こともあるでしょうが、原則として、これは二

十四時間いつでも勤務につかなければならぬ態勢
にある。その住宅に対して、ただ、一般公務員と
同じだから、だから何にももうそれより以上のこ
とはできない。住宅手当も一緒だ、何もかも一
緒だ、これでは隊員はかわいそうだ。そういう点を
ここではつきりできなければ、資料を出してい
たきたい。できればこの防衛二法案の審議に入る
前に資料を出してもらいたい。

それから、次官もお見えになつておるから……
防衛庁に關するところの医官、お医者さん、現在
どれだけの医官がおるのか。毎年やっておりますか
ら、大体わかっていますけれども、これは非常に
でたらめですから、健康管理の点においては全然
なっていない。その事実は何處でもあるんだ。こ
れは次官からおつしやうしていただきたいんです。
答弁いかんによつては私は承知しません。隊員の
健康管理というところは、ほとんどなっていないの
です。防衛庁は、ただ四次防衛、四次防衛なん
で、一年延長すると言ふかと思つと、今度は江崎
防衛庁長官は、既定方針どおりやるんだと、わけ
のわからぬことばかり言つておる。ですから、隊
員の優遇ということに対して、防衛二法案が出ま
した場合にはゆつくりひとつお尋ねしたいと思
いますので、いま人事局長にお願ひをしたいと思います。
資料を早急に持つていただきたい。それから次
官にお願ひをしておきますが、医務局長ですか、
衛生局長ですか、その点ひとつお伝え願ひた
い。これはどうですか。

○野呂政府委員 鬼木先生御指摘の隊員の生活環
境は、他の公務員と違つた特殊な任務でございま
すために、まだ十分なものが出ておらないので
はないかという御指摘でございます。とりわけ管
外居住者の住宅につきましては、できる限り公務
員の住宅をより多くつくり、その処置に対して努
力をいたしたいというふうに考へております。

また医官の問題、特に隊員の健康管理、こ
ういふ点に欠陥があるのではないかと御指摘で
ございまして、これも十分調査をいたし、御期待に
こたえるよう善処をしたいと思いますと思つてお

ます。なお、御要望の資料につきましては、防衛
二法案審議以前に提出をいたしたい、かように考
へております。

○鬼木委員 それでは、たいへん長いことお待た
せしましたが、これで私の質問を終わります。ど
うもありがとうございました。

○伊能委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 先ほど鬼木議員から多般にわたつて
給与法についての質疑がございましたので、鬼木
議員との重複は避けて御質疑を申し上げたいと思
います。

私は、本日取り上げたい問題は、特勤勤務手
当、これについて御質疑を申し上げたいと思つて
います。給与法の中に特勤勤務手当の支給がうた
われておりますけれども、この特勤勤務手当の支
給の趣旨と性格並びに経緯について、まずお伺
いをしたいと思います。

○尾崎政府委員 特勤勤務手当についての御質問
でございすけれども、この特勤勤務手当制度
は、昨年の勧告で取り上げまして、昨年の給与法
改正で新しく制度化された制度でございす。も
との前名は隔遠地手当、さらにその前は僻地手
当と申しておりました。従来の制度といたしまし
ては、交通困難なところにある官署に勤務する者
に対して、その生活事情のために手当をやるとい
うたてまえであつたわけでございますが、御承知の
ように、交通関係が非常に改善されてまいりまし
て、交通関係、交通困難ということその支給基
準を考へてまいりますと、非常に実情に沿わな
くなるといふ面がございまして、昨年の勧告にお
きましては、むしろ、医者への距離とか、あるいは
学校、あるいは金融機関その他そういう関係への
距離とか、もちろん交通困難の関係もございす
けれども、むしろ一般的な生活不便といふこと
ろ、生活状況に重点を置きまして、離れておる
という隔遠地という感じよりは、生活不便という関
係における特別な地域といふふうな名前を変えま
して、その基準は点数制をとつておるわけござ
いますけれども、病院、特に総合病院への距離と

か、あるいは学校におきましても、義務教育の学
校への距離及び高等学校への距離、そういうた
ものを総合的に考へまして制度を整備いたしまし
て、従来の級地区分、五級地までございました。
つまり八%から二五%までの五段階がございま
したが、それをその下に四%区分の新一級地をつ
くらすとともに、さらに若干それに近い地域、準
支給地に赴任をするという人に対しては特に四
%を支給する準特勤地といふものをまたつくる
といふことで、昨年制度を整備いたしたわけござ
います。

○鈴切委員 この特勤勤務手当は、第十三条の二
に「離島その他の生活の著しく不便な地に所在す
る官署として人事院規則で定めるものに勤務す
る職員には、特勤勤務手当を支給する」とあり
ます。これを私はやはり二つに分けて見なければ
いけないのじゃないかと思ふ。離島という問題
と「その他の生活の著しく不便な地に所在する官
署」、このように分けた場合、離島にもやはり私
はいろいろ種類があるかと思ひます。たとえば
離島振興法を適用されるところの離島、あるいは
島といつても大きな島もございす。そういう観
点から、その離島という考え方はどこに基準を置
かれておるかという問題、それから「その他の生
活の著しく不便な地に所在する官署」、この問題
についてはどういふ基準でこれを定められたか、
その点についてお伺いをいたします。

○尾崎政府委員 いま御指摘のとおりでございま
すが、私どもとしまして、こういう点数制により
まして特勤勤務手当の支給基準といふものをつ
くつておるわけでございますが、その種類といた
しましては二つございまして、一つは陸地用のもの、
それから一つは島用のものといふ二つの種類で
やっております。

島用のものにつきましては若干後ほど付加いた
しますけれども、陸地用の関係につきまして申
しますと、駅または停留所までの距離、それから義
務教育学校までの距離、郵便局までの距離、それ
から役場までの距離、診療所までの距離、総合病

院までの距離、高等学校までの距離。それから町といふ点か、市までの距離といふものによりまして、点数制で、一定の点数以上のものにつきまして支給するという内容をいたしてありまして、そういう関係を生生活不便といふ内容として考えておるわけでございます。

島用の関係につきましては、そういう種々の生活不便に對しては、島としましてはすべて一応対象といたしてありますけれども、本土といひますか、対岸港からその島に参ります場合の距離と、それから月間の定期の航行回数、それから官署から船着き場までの距離、そういうものをさらに考慮すること、生活不便といふものをはきき出すというのを考えてあります。

○鈴切委員 それでは、具体的に何回をいたしてまいります。

伊豆七島の地勤務手当の支給状況についてどのようになっておりますか、お伺いします。

○尾崎政府委員 伊豆七島につきましては、いま申し上げました基準によりまして、従来から、大島を除きます他の諸島につきましては、東京のほうの対岸から離れていくに従いましてだんだん高くなるという形になっておりまして、八丈島の場合には二〇％支給をするという四級地という形になっておたわけでございますが、大島は従来の基準では支給されていなかったわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、昨年、地勤務手当という名前に変えまして、生活不便といふものを考慮するといふ点で、大島といふものをどう評価するかという点で考えてまいりまして、大島はそういう点で地勤務手当の支給対象にするということにいたしましたわけでございます。

これは逆な言い方でございますけれども、実際は、従来の隔遠地手当制度におきまして大島は対象になつていなかったわけでございますけれども、たいへんいろいろ問題がございまして、いろいろ要望も強ございまして、かつ各官庁からも、大島へ赴任をさせるのにあたりましては、や

はり何か優遇してもらいたいという要望もあったものでございまして、むしろ大島を新しい制度に入れるという趣旨の改正ということで、大島程度のところに地勤務手当を適用するということとで昨年の改正をやったというのが実情でございます。そういう意味で、大島程度のところにつきましても地勤務手当の対象にするということで、基準を変えてやったわけでございます。

そして大島につきましては、大体標準といたしまして、こちらから特に転動していった人につきましては少し優遇をして差し上げることが必要じゃないかといったような趣旨で、いわゆる準特等地と申しますか、転動された方、こちらから大島に勤務しなさいと言つて行く人には四〇％を支給するという意味の準特等地ということにいたしましたわけでございます。

大体、基準としてはそういうことを考えたわけでございますけれども、大島は若干広うございまして、大元町が中心でございまして、さらさらそれからずつと山のほうに入るといったような場合、そういうところには——大島の測候所は島の中心的なところからちよつとはずれたところにとございまして、ここでは飲料水に天水を利用しておるといったような状況にございまして、それから元町の逆のほうで、一番南の端でございまして波浮の港につきましては、非常に船の発着回数が少ないものでございまして、そういう点につきましては、元町に比べて一段高いといふことで一級地をつけたということで、昨年の制度改正にあたりまして、大島を特に入れるという形の改正をいたしましたわけでございます。

○鈴切委員 いままたこれからこまかいことを少し聞いていくわけですが、伊豆諸島における地勤務手当の支給の段階といふものがあるのかと思ひますが、それについてちよつと御説明願ひます。

○尾崎政府委員 地勤務手当の人事院の規則といたしまして、先ほどの基準によりまして規則をきめておるのでございますが、いま申し上げまし

たように、大島で、元町のほうは準特等地、つまり転任した人については四〇％やるといふ形になっておりますが、その他の、大島でも南側、波浮のほうにつきましては、転動者四〇％のほかはすべての者に四〇％やるといふ一級地にいたしております。

それから、先のほうに参りまして、三宅島、新島につきましては四級地といたしております。一六％を支給するといふ形にしております。それから八丈島につきましては、先ほどちよつと触れたわけでございますけれども、五級地として二〇％を支給するといふことにいたしております。それから小笠原は六級地として最高級の二五％を支給するといふことにいたしております。

○鈴切委員 地方公務員、すなわちこの場合においては東京都の関係になるわけでありまして、これは東京都の公務員の給与法に準じて行なわれるといふこととございまして、その実態については、あなたが先ほど言われた実態とは大幅に違つてゐるわけでありまして、東京都の関係についてお伺いをいたします。

○尾崎政府委員 所管の関係で、東京都の関係は、人事委員会から、給与勧告の関係とかそういう関係でいろいろお話を伺つておりますけれども、隔遠地手当につきましては十分承知いたしております。ただ、向こうのほうで人事院と同じような基準をかりに適用いたしました場合に、東京都の港から行く船だけについて計算をすると、いったやうなことをしていらつしやるようでございまして、私どもは、東京都だけでなくて、下田からもほかからも大島に参りますので、そういう船の発着回数は東京都だけに限らないという形に総合的に考えておるといふことが言えると思つております。

○鈴切委員 いまあなたのほうは、東京都のほうの例をよく存知しない、そういうお話でありますけれども、少なくとも給与を担当する局長といつたしまして、国家公務員の給与法に準じてそれぞれ

の地方自治体がきめられるということになれば、その内容を知つて参考にして、どうしてこのやうに違ふのかといふことを検討しなくちゃならない立場にあるかと思ふのですね。

(委員長退席、塩谷委員長代理着席)

実は、東京都のほうを調べてみましたところ、大島支庁は百分の十二、八丈支庁は百分の二十、三宅支庁は百分の二十、そして新島大島支分所が百分の二十五となつておるのですね。少なくともいま私が例をあげましたのは、国家公務員法の適用に準ずる官署がこの中にあるわけでありまして、それを考えてみますと、大島の場合には、先ほどお話がありましたやうに百分の四。しかも、その百分の四が適用されている場所と、適用されていない場所とあるのです。東京都の場合には百分の十二です。それから八丈支庁の場合には同じく百分の二十。国のほうも百分の二十です。三宅になりますと、東京都の場合には百分の二十で、国のほうは百分の十六。そして新島になりますと、東京都は百分の二十五、こちらにおいては百分の十六。こういう大きな差ができてゐるというのですね。これは私は、やはり実態を知らない皆さま方の考え方におけるところの点数制が、このやうな相違をもたらしたものである、そのように思ふのです。

一つの例をもつて見ますと、三宅島、そして新島を同じく百分の十六とされました。確かに三宅島は新島よりも距離的には幾分か遠うございまして、しかし新島の場合には、御存じのやうに黒根港が一港でございまして、ほとんどはしけという状態である。いま私がここで論議しておつても、おそらく島においては二十メートルから二十五メートルの西風が吹いてゐるでしよう。そうなりますと、一週間から多いときには六十日間も船が着かないといふ実態があるのです。それを補うために、島としては村営の飛行機を大島間において発着陸をこしやりました。しかし、その村営の飛行機も七人乗りの飛行機でありまして、西風が強いとそれはなかなか不可能の場合もありま

す。しかもこの飛行機に乗りますと、一便においては、村がある程度負担をして、一人二千五百円という金額で大島から新島に来る方々の便を供してあります。しかし、どうしても大島から東京へ来なくちゃならないという方で、二便を利用してチャーターをした場合には、もし往復の便がない場合には三万円からの金を払わなくてはならない、こういう不便な地でもあります。そう言った場合に、ここに出てきておられますところの東京都の百分の二十五というのは、しよせんその実態に合せてみると、非常に私は考えさせられる点があるかと思ひます。ところが国のほうにおいては、ただ単に点数制ということだけでこのような状態で数字を出されておられますけれども、これについては、私はもう少し考慮をしなければならぬ点が多々あるかと思ひます。

確かに、昭和四十五年にこの特勤勤務手当というものが設けられたにしても、実際の一つ一つを加えてまいりますと、いふん矛盾があるということ、私はここで指摘をしなければならぬと思ひます。それについてあなた達は率直にどうお思ひになりますか、ちよつとお聞きます。

○尾崎政府委員 特勤勤務手当で、私のほうとしては、先ほど申しましたように、生活不便という新しい状況に対処しますように筋を立てまして、生活不便の中身といたしまして、病院あるいは学校、役場、郵便局あるいは交通関係、あるいは買いものに行く場合の町への距離といったような、いわば生活上の必要最小限度の需要を満たすためにどれだけの不便があるかという観点で、昨年これをすべていっぺんに返して検討をいたして、実情に合うように考慮をいたしたわけでございます。したがって、一つの点数制をとりますというのとは、相互のバランスをよくとるという意味合いでございます。ほかには他意はないわけでございますけれども、何点に入れば何級地になるという形の公平さというものを期するために点数制を採用をいたしております。

それで、現在の新しく立てました制度で、全官署から、職員的生活状況、勤務状況につきまして、つまり不便度につきまして調査票をとりましたので、そして全官署について格づけをいたしまして、一応従来の制度を再編成をいたしたわけでございまして、昨年そういう大作業をやった関係から申しますと、現段階におきましては、やはり一応公平を保つておるといふふうに考えてはゐるわけなんです。

○鈴切委員 あなたは公平性を保つていふと言われますけれども、私は納得がいかない。それじゃ具体的に申し上げても、大島における官署の中で、一部の地域のみが支給されているところもあります。また差別をされて、支給をされていないところもございまして、すると、支給をされている場所と、それから支給をされていない場所、これについてまず名前をあげて明確にしたい。

○尾崎政府委員 先ほど申し上げましたように、昨年の隔遠地手当から特勤勤務手当制度に編成がえをいたしました趣旨は、大島にこの手当を適用しようというところにポイントがあつたわけでございまして。そういう趣旨で制度を組み立てたわけでございましてけれども、大島の中でも、たとえば一番こちらにありますが元町には、東京、下田その他から船が参つております。熱海、下田、江の島、東京、久里浜からの便が合計百六十八回行つておられます。そういう関係を基準として、この元町にはこちらから転勤させる人には四割をつけるといふ、準特勤地を適用したわけでございまして。全体の点数としては約三十点に当たりますので、それを準特勤地といふふうにしたわけでございまして。したがって、そういう官署といたしましては、法務局の出張所、検察庁、東大の地震研究所の観測所、それから統計調査事務所、あるいは空港の出張所、航路標識事務所、それから基準監督署の駐在所等がございまして。

しかしながら、元町から反対側の南端にございまして波浮港につきましては、船の発着回数が少のうございまして、そういうところからまた元町まで出てきてまた出かけるという点の問題もございまして、そういう波浮港の所在地について検討いたしますと点数がさらに上がるということ、一段階上げまして一級地を支給、つまり四割をさらに支給するという形にいたしましたわけでございまして、そこには大島航空無線標識所、それから関東農政局の統計調査事務所の出張所波浮分室というのがございまして。

さらに、先ほどちよつと申しましたけれども、元町からずつと山の手に入りましてたところ、測候所がございまして、この測候所はずつと山手に入つておりました上に、飲料水に天水を利用しておるといふ生活不便というものを加算いたしまして、四割の一級地という形にいたしております。

○鈴切委員 大島といつても、御存じのとおりそんな大きな島ではございせん。自動車で回れば大体一時間で行くところと回れるくらいの程度であります。その大島にあえてあなたが言われます特勤勤務手当を適用したいという御意図があらうが、しかも大島に適用するに及んで、島の中において、適用をする場所と適用しない場所とを区別するなんというところは、こんな矛盾した、いわゆる血の通わない政治はない、行政はない、そのように私は思ふのです。

(塩谷委員長代理退席、委員長着席)

とにかく、総合病院だつてないような大島であるならば、これは大島のみがそれだけの不便を感じるのとは当然であります。また、あなたが先ほどおっしゃつたように、学校の問題、交通の問題、買いもの問題、生活の問題、物価の問題、このように具体的にあげられるとするならば、しよせんは大島の人は全部同じ状態のもとに置かれることには間違いないわけでありまして。それであるにもかかわらず、関東農政局大島統計調査出張所と、この三つだけその適用をして、あとの九カ所を適用をしないという考え方は非常に適当ではない、私はこのように思ふのです。

あなたは先ほど、著しく不便な地に所在するという生活の問題について非常に強く言われたわけでありましてけれども、生活をするというところは、しよせんは勤務地で生活をするのではないでしよう。生活をするのは、結局はその人が住んでいる場所での生活をするわけでありまして。

一つ例をとつてみれば、波浮に住んでおられる、先ほど申し上げましたように、関東農政局大島統計調査出張所波浮分室、ここへ通う場合には一級地としての手当が出る。ところが今度は、波浮から元町に出てきた場合、これはだめでしよう。あるいは波浮から岡田まで通つた場合に適用されましようか。そういう点について、あなた方は、ほんとうに実態的な問題からこの問題を取り上げられて点数制にしてこの結論を出されたのか。ただ単に言われるだけで、これで何点、何点ということだけで合計何点ということになるから、大島としてはこんな矛盾した状態が行なわれるようになるのじゃないか。その点についてどう思ひますか。

○尾崎政府委員 関東農政局、波浮港のほうにつきましては、先ほど申しましたように、本土からの航行回数が若干違うという点もございまして、かつ船着き場までの距離といたしましてずっと奥にあるわけでございまして、つまり元町のほうまで出てきて船に乗るといふ場合におきましては十五キロ以上かかるということ、元町にある場合には直ちに乗れますけれども、向こうの南端のほうから出てまいりますと二十キロ近くあるというところでございまして、それを同じ程度というふうに考えることは適当ではあるまいというふうに考えまして、そこを若干の区別をする。役場についても同じでございまして、大体、元町のほうにいろいろ中心がございまして、そこに来るといふ点の不便度というものを考慮いたしますとそこ若干の違いがあるというところでございまして、その若干の違いについて級地を一段階区別をしたという気持ちでございまして。

○鈴切委員 そういふおかしいお話をされてもだ

めです。結局、先ほど申しましたように、波浮に住んでおられて波浮のところに通われる、これはそんなにむずかしい問題じゃありません。あなたは大島のことをあまりよくお知りにならない。たとえて言うならば、波浮から岡田へ通うとか、あるいは泉津から元町へ通うとか、そういうふうにして実際何時も自転車や足を運んで通う場所においては、一級地としての適用を受けない。しかしお隣の、実際に同じところに住んでおられる方が、簡単にわずかの時間で通うことができる、そういう場所においては一級地としての適用を受ける。また、あなたが申しやるように、大島測候所は元町という場所にあります。確かに天水を利用されているかも知れません。しかし大島というところは、御存じのように、水道といつても塩分を含んでいるのです。ゆえに、ほんとうにおいしい水を飲むためには、天水をいまだに使っておりません。そういう状況をよくお知りにならないで、こういうふうなことをされる。簡単に点数制をされる。しかも、あなたはさつき、大島に特勤勤務手当を支給させるために、今度強い要望があったために一級地としての問題を取り上げたところ、しゃっているじゃないですか。それにもかかわらずこのような矛盾をした状態。少なくとも大島の町において、片一方で支給されて片一方で支給されないというふうな、そんな状態ではないはずが絶対にありません、少なくとも島民感情というものは、いわゆる隣近所に住んでおります。しかも島というところは狭い。すぐにくいう問題は問題になってくるわけです。この一級地の百分の四だつて、決して満足した数字じゃない。ほんとうに実態に即応するならば、私はもっとも高くならないかと思つています。

御存じのとおり、大島というところは、夏は事実上レジャーブームの観光地です。とするならば、物価高だつてやはり東京と変わらない。それ以上の高さを示しております。日用必需品においては、言うならば東京から輸入をしてそれを販売をしているのです。またこの夏、新島において

は、レジャーブームで、一本のコカコーラが百何十円もの高値を呼んだということも聞いております。一方、冬場においては、現在大島ですらもうすでに航行制限がされておまして、実際に船の回数は少ないじゃないですか。たとえば東京から新島に行く場合においては、金曜日に下田に泊まって、土曜日に乗って着く。そして日曜日、東京には月曜日にならなければ帰ってこれないじゃないですか。こういう実態に合う特勤勤務手当をやつていただかないと、ただ点数制においてだけこういう問題を取り上げられたのでは、全く血の通つた行政だとは言えない。

その点について、総務副長官、私がいますと話をした中、大島において、そのように、支給されるところもあるし支給されないところもあるというふうな状態ははたして適當であるかどうか、お伺いします。

○砂田政府委員 鈴切先生の御質問の内容が非常に技術的なことでございますから、私からは少々お答えしにくいのでありますけれども、点数制そのものが悪いということではないだろと思ひます。やはり人事院としても、恣意をまじえることなしに公正な特勤手当が支給されるようにすることからには、やはり一応点数制という制度そのものは置かれるべきではないかと思ひます。ただ、その点数制ではじいた結果について先生御議論があるところでありまして、これは給与局長といろいろお話になりましたから、給与局のほうでもおそろしく検討をしてごらんになるのではないだろうか、そういう感じを持って聞いておりましたことだけをたゞいまお答えしておきたいと思ひます。さきわめてこれは技術的なことでございますから。

○鈴切委員 いずれにしても、給与局長はきめた立場であるので、なかなかその責任について、大島においては、このような矛盾は当然何とかなしくちやならないとお思ひになつていながらも、実際に答弁できないような状態だと私は思ひます。しかし、私は実は島に行つてきて、非常にこの点についても陳情を受けてきたわけ

です。それで、実際にこういう点についてはどうなるのかということについて、具体的にひとつお話を願ひたいわけでありまして、国家公務員の場合は、特勤勤務手当百分の四が支給される場所もあるし、また支給されないところもある。また準特勤手当というところもあるわけですが、伊豆七島においては調整手当は出ておりませんね。

○尾崎政府委員 出ておりません。

○鈴切委員 そうしますと、都の場合においては、特勤勤務手当あるいは調整手当についてどうなるかについてお聞きしようか。大島の場合でけつこうです。

○尾崎政府委員 十分承知しております。

○鈴切委員 給与担当局長なんですか。朝から晩まで給与のことを専門にやつておられる立場にあるあなたが、あまりにも不勉強だ。大島の場合においては、特勤勤務手当は百分の十二、そして調整手当は百分の六出ているのです。もうこれだけでも大きな相違になつております。百分の四出るところと百分の四出ないところとあるわけですから、しかも調整手当は出ていない。もうこれだけでも国家公務員と地方公務員との差というのは実に大きい。しかも国家公務員に準ずると言われているが、実際に地方公務員の場合は実態に合った給与の支給がなされている。それでたとえば東京都から大島に移転をされた場合には、どのような手当がつかましようか。

○尾崎政府委員 調整手当の八％が三年間支給されるという形になつております。

○鈴切委員 そうしますと、百分の四が支給されている場所に移転をしたときに手当はどうなるか。

○尾崎政府委員 調整手当のいわゆる異動保障といつたしまして三年間は八％がつきますが、それ以外に、先ほど申しました特勤勤務手当、準特勤地の場合には派遣者四％、一級地の場合は派遣者四％にさらに一級地としての四％が出るということでございます。

○鈴切委員 東京都から大島に移転をされて、百分の四の支給をされていない場所に移転をしたときには手当はどうなるか。

○尾崎政府委員 ただいま申しましたとおりでございますが、調整手当の異動保障の八％が三年間は支給されます。それ以外に、一級地でなくて準特勤の場合には、派遣者として四％が支給されるということでございます。

○鈴切委員 大島内において官署を異にして異動をした場合、たとえば百分の四が支給されている場所から支給されていない場所に移転したときにはどうなるか。

○尾崎政府委員 先ほど申しましたように、百分の四、つまり一級地のところは南の端のほうでございます。元町のほうの便利なところに参加すればその四％は落ちますけれども、派遣者であるならば、派遣者としての四％は依然としてもらつた形にはなります。

○鈴切委員 大島の島内において住所を、たとえば泉津から波浮の港に移転した場合、これはやむを得ず移転した場合です。百分の四の支給をされない方についてはどうなるか。

○尾崎政府委員 これは、住所主義ではございませんで勤務官署主義でございますので、勤務官署主義に従つて、勤務官署の一級地のところは一級地のものを支給し、準特勤の場合には準特勤の手当を支給するということになっております。

○鈴切委員 勤務官署主義というふうに言われたわけですが、先ほどあなたは、この特勤勤務手当というものは、病院とか学校とか、あるいは交通、買ひもの、生活上の不便あるいは物価等ということを言われたわけですが、実際に勤務地で物を買つたり何かすることはほとんどないわけですか。生活というものは住まいを中心にして生活をする。結局、その住まいのところが学校へ行つてどうのこうの、あるいは病院はどうかというところは、生活している場所によつて判断される問題です。ところが、あなたのおっしゃるのには、その不便利さについてはどこまでもいわれる勤務地を中心にして云々ということになりますけれど

も、それでは実際にいって実態に合わない点がある。そういう点についてはやはり私は考えていかなければならぬ問題じゃないか。

それも、大きく離れている場所、東京あるいは関東等においてはそういう点も言えるかも知れませんが、実際に島の中における生活はもうどこもみんな同じです。物価が高い。そのあたりをこころむるのは、波浮港もそうでしょうけれども、泉津だってそうです。あるいは元町だって同じです。そういう点を考えたときに、私はここにおいて、特勤勤務手当の非常に矛盾した点を認めざるを得ないわけですが、それについて人事院総裁、あなたはほんとにあたたいか気持ちをお持ちになって、いわゆる遠隔地手当、あるいはそれを一歩前進して特勤勤務手当というものを設けられた。しかし私は、いま実際に島において生活をしている人々の実態の上からいって、感じて、こうやって伊豆七島を全部取り上げてお話をしたわけでありまして、非常に矛盾をするところが多いわけでありまして、その点についてさらに検討する余地がありやいなや、大島については前向きに取り上げていかねばならぬかどうか、その点について伺いたいと思います。

○佐藤(逋)政府委員 先般、特勤勤務手当の制度を実施に移す際には、先ほど給与局長の言いましたように、公平に、できるだけ不公平にならないようにという立場からこまかいきをつくりまして、それで点数制度というものをとったわけですが、これは人間の気持ちというものが、まあ試験の採点と同様なこと、感情が入ってはいけないう、やはり厳正公平ということから企てたこと、ごさいまして、それ自体私は正しいと思います。しかし、いまのお話のように、機械的過ぎやしないかというような御批判がこれは当然出てくると思いますが、私自身、最初に特勤勤務手当の指定をしますときには、給与局長に地図まで持ち出させて一応説明を聞いた上で、点数等も聞いた上でやりまして、大島のことについても、私自身は、間違っているというとは思っていませんけれども、

も、しかし、いまいろいろ実情を拝見してお話を受けてみますと、率直に言って、役所へ帰って地図を開いて、給与局長からもう一べん聞き直そうかという気持ちになっております。

ただ、東京郡の場合を例に出されましたけれども、これはわれわれとしては困るので、地方公務員のほうはむしろわれわれのほうを見習っていただくことになっております。私どもは地方公共団体のほうは全然所管しておりませんから、これは知らないで申し上げてもその恥づかしいことではないと申し上げますが、しかし、いま申しましたような面から、とにかく私自身帰つたらさつそく地図を開いてみようという気持ちになっておりますから、どうぞ……。

○鈴切委員 人事院総裁は、まあお帰りになってから前向きにひとつ地図を見て検討しよう、こういうふうにおっしゃっているわけでありましたが、実際に地図を開いて見てもこれはわからないのです。住んでみなくてはわからない問題です。

実は私も過日新島のほうへちょっと行ってまいりました。ところが、西風が吹きまわして飛行機も飛ばず船も行かず、三日間向こうで籠城をいたしました。そういう生活の体験の上から感じたときに、やはり島の人たちがこの点についてあまりにも差があるのではないかと、ほんとうにわかるわけでありまして、もしうそだと思つたら、人事院総裁あるいは給与局長が、少なくとも伊豆七島の島の西風の吹く中において、初めて一週間あるいは十日間閉じ込められたときに初めてその実態はわかると思う。だから、ただ地図で大島の場所をはかってみただけで、それでどうのこのうの問題じゃない。

すなわち、大島は一体としてやはり離島振興法の適用を受けておるわけですが、片一方は離島振興法の適用を受けて、片一方半分は離島振興法の適用を受けてないというのではない。そうであるならば、当然島の方々はそれだけの不便を受けておられる。しかも島に住んでおられる方々は、たいへん御苦労をしております。私にこう言ってお

りました。自分は、大島におけるこういうような状態、言うならば非常に低賃金の生活をいられていて、しかし私のむすこは、少なくとも大学でも出て、そしてもっとも中心の官庁へ入られて生計を立てるような方向の道を開いてやりたい、だから私は、ほんとうに食うものも食わないでむすこを大学に出しているのです。こういう切々とした声を私は聞きました。私はそういうことを聞いていて、いま人事院総裁が、帰つてからいま申し上げたところを地図ではかつて、あそこは少し遠いな、ここは不便だな、そういうような問題ではないというのを強く訴えたのであります。その点についても一度前向きに答弁をお願いしたいわけでありまして……。

○佐藤(逋)政府委員 私自身、実は大島に行きたいと思ひながらまだ行つておりませんので、いづれ、いまのお話もございまして、かたわら——かたわらと言つたいへん恐縮でございますけれども、現地くらは拝見したいと思ひますが、それは半分冗談としてお聞き流しいただいて、結局、先ほど給与局長が申しましたように、いままで大島は隔遠地ではなかったのを今度には特勤地として入れていこうと、その心持ちは、これはひとつとしていただきたい。さらにこれから先の、いまの非常に精密なお話になつてまいりますと、一度うちへ帰つてこまかい説明を給与局長から聞き直そうということになるので、大前提のとにかく特勤地に入れたということだけは認めていただきたいと思います。

○鈴切委員 特勤地に入れたということ、それは私は確かに前進だと思ひます。しかし、大島という離島振興法の適用になつていゝ島、これを差別をするというところは、かえつて島の方々は迷惑をする状態だと私は思ひます。そういう点について前向きに検討するのは私は問題ないと思ひます。人事院総裁が、島へ私は行つてみたいなんというの、要するに夏場のレジャーを楽しむ、そういういい時期に行つてみれば、それは確かに島はこの上もないいい島かも知れません。しかし、西風が

びゅうびゅう、いまも二十メートル、二十五メートルも吹くような状態のもとに置かれる離島、この離島の方々の生活というものはたいへんです。新島の場合は六十日間という記録があります。もう全部食べ物のなくなつてあと一日しかなかったという、そういう例もある。そういうならば、あなたはいやういふ特殊な地位に置かれていゝところの島について、これは何といつても——ただ、同じ元町でありながら、天水を飲んでいゝから、それが点数が一点多かったから、二点多かったからというところで、それで点数制をとる。それじゃほかのところは、天水を飲んでいないかといゝえば飲んでゐる。また水道で飲んでゐても、これは塩分を含んでいる水道であります。そういう点も十分考慮されて、ひとつ前向きに御考慮したいと思ひますが、最後に給与局長、前向きにひとつ答弁を……。

○尾崎政府委員 先ほど申しましたように、大島につきましても、今度特に特勤勤務手当を支給しようというところで制度改正をしたわけでございます。その際、点数制の上ではございまして、よくしないうちの南端のほうにつきましては、よくしたいという気持ちで一級地をさらにつけたわけでございます。その点がどうもバランスを失つておるというお話でございまして、私どもとしてはなおよく検討してみたいと思ひます。

○鈴切委員 最後に、私は一級地をつけてくださったということについては、これは前向きでかつこうだと言つてゐる。しかし、少なくとも大島という島を見たときに、そのように、言うならば半分やつて半分やらないなんて、そういう差別をしていゝかどうかというところは、これは私は政治的な大きな問題があるかと思ひます。そういう点でひとつ人事院総裁の前向きの検討を期待して、私の質問を終わります。

○伊能委員長 次回は、明九日木曜日午前十時理事會、十時三十分より委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後三時六分散會